

もくじ

4年間のたたかいの経過……………1

あいさつ

永谷 孝代 原告団団長……………7

井関 和彦 弁護団団長……………8

田所 賢治 大阪市役所労働組合執行委員長……………9

猿橋 均 日本自治労連中央執行委員長……………10

川辺 和宏 全大阪労働組合総連合議長……………11

荒田 功 大阪自治労連執行委員長……………13

渡辺 武 大阪市「思想調査」裁判をささえる会会長……………14

永井 守彦 大阪市役所退職者会会長……………15

西 晃 弁護団事務局長……………17

常任弁護団……………18

110名の大弁護団の紹介……………23

よせられたメッセージ……………25

大阪高裁判決概要……………27

声明文……………29

59名の原告の陳述書より……………31

橋下市長による業務命令……………41

宣伝物（ビラ）……………42

4年間のたたかひの経過

2016

2015

2014

2013

2012

2011

2011年

11月27日(日)

橋下徹氏が大阪ダブル選挙で当選し、12月19日に大阪市長に就任

投開票日当日から職員への攻撃をはじめ、「政治に介入したなど思う職員は、いさぎよく市庁舎をさつてもらいたい。やっぱりこれはいくさですから」と記者会見で発言。また、投開票日翌日の登庁時にマスコミの取材で「民意」について述べた職員に「反省文」を書かせ、総務局通達で「職員が上司の職務命令に従わなければ当然違法になる」と念押しする。「職員基本条例」に盛り込まれたように職員を軍隊的に統制し、労働組合の存在を否定する動きが一気に強まる。

職員は、マスコミを通じて流れてくる市長の言動に不安を募らせた。

2012年

2月9日(木)

橋下市長は全職員に「職員アンケート」を行うことを発表

10日には各職場一斉に「アンケート調査について」という市長が直筆で署名した通知が業務命令として発せられ、10日〜16日にかけて、任期付職員、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員、消防局職員を除く全職員に対し、「労使関係に関する職員のアンケート調査」を実施。「正確な回答がなされない場合には処分の対象となりえます」と回答を強要。

2月11日(土)・12日(日)

民主法律協会の弁護士たちが休日返上で集まり議論

組合員から「どうしたらいいのか」と組合に問合せが相次ぐ。「今相談をしているから、あわてて回答をしないように」と説明する。

— 民法協メンバーリングリストが炎上! —

大阪自治労連・民主法律協会の協力を得て「職員アンケート」の内容を全国に発信。

2月13日(月)

労働組合と弁護士が淀屋橋で共同で宣伝しビラを配布。連日の宣伝行動を開始

民主法律協会が会長声明を発表し、本件調査の違法性を明らかにした。市労組は、声明を載せたビラを配布し、「このアンケートは憲法違反。回答しなくてもいい」と萎縮し



ている職員を励まし、「法と正義の声」を届ける活動に取り組む。

2月13日（月）

第44回市労組臨時大会を開催

組合員から不安な思いが出されるも『こんな憲法違反は許せない』と議論を深めた。翌日からは支部・分会などでも議論が活発に。「アンケートに回答するかしないかは個人が決めること。しかし、市労組は組合員を守る」と励ます。

2月15日（水）

24力所の区役所と本庁舎での門前宣伝開始！（以降毎月実施）

この日から毎月、大阪労連・大阪自治労連の仲間をはじめたくさんの方の支援を受けて、区役所前宣伝を毎月実施。2016年4月で52回を数える。橋下市長になってから、職員は萎縮してビラを受け取らなくなっていたが、この4年の間にビラを受け取り、あいさつを交わす変化も生まれている。



2月17日（金）

全国の労働組合や法曹界から批判の声明が出され、アンケートを「凍結」に追い込む

2月22日（水）

大阪府労働委員会がアンケートの中止を「勧告」

3月13日（火）

日本共産党の山下議員が参議院予算委員会でアンケート調査に関して質問。市民監視社会をつくる「思想調査アンケート」が憲法違反であり、国会が見過ごすことができない。民主主義の根幹にかかわる重大な問題だと追求する。

4月6日（金）

野村修也特別顧問がアンケートの回答を『廃棄』

——「たたかわなければ民主主義は守れない」と痛感。——
野村特別顧問がマスメディアの前で、データをシュレッダーにかけ、廃棄する。

しかし、橋下市長は「実施は第3者チームの責任で行われたもの」とし、責任逃れに終始。野村顧問も、「せっかく回収したアンケートが活用できないことが残念」といい、自らの行動を何ら反省せず、謝罪の意も表明せず。

民法協の弁護士による「大阪市職員アンケート問題プロジェクトチーム」が結成され、職員への「聞き取りによる実態調査」を行う。

調査は、7回にわたり職員から事情聴取する形で行われ、報告集が作成された。「職員の内心を踏みにじり、自由な政治活動や労働組合

活動を萎縮させ、職員間や労働組合に対する相互不信を植え付けて、『物言わぬ』職場づくりを狙う橋下市長の無法ぶりと同時に、こうした暴挙に抵抗する職員、市労組の活動が多く多くの職員を励まし、人間性を回復する力になっていることを再確認させられた。」（報告集より）

「大阪市の職場にはドラえもん『どこでもドア』がある。ドアを開ければ橋下市長がいる」

こんな言葉がまことしやかに囁かれ、職員は「処分」に替え、物言えぬ異常な職場が作られた。

さらに「入れ墨調査」が実施され、アンケートと同様に橋下市長への忠誠を誓わせる「踏み絵」に。

「入れ墨調査」の目的は、「上司の命令に忠実に従うかどうかを見ること」と局長が発言。

6月4日（月）

原告団59名（第1次55名）結成

アンケートは廃棄されたが、アンケートの実施で傷ついた職員の精神的苦痛は回復していない。「職員や市民に謝罪してほしい！」との思いで59名が大阪地裁に提訴を決意。

6月25日（月）

「橋下市長に異議あり!!」6・25集会」法律家8団体の集会在中央公会堂で開催

法律家8団体の呼びかけで、



「橋下市長による公務員攻撃を労働者と市民の共同で跳ね返そう」と集会が開催され、1500人が参加。日本労働弁護団会長の宮里郁夫弁護士、大阪市での権利侵害の実態について講演の後、所属組合の違いを超えて、市労連（連合）、市労組連（全労連）、民間労組、市民団体が発言。

7月6日（金）

全労連・自治労連主催で「ストップ！ハシズム、橋下『維新の会』のねらいを暴く交流集会」が開催

大阪市をはじめ全国から130人が参加し、橋下市長が強行にすすめる公務労働者への弾圧、住民イジメの攻撃に対して、反撃して闘う決意を固める集会となった。

7月20日（金）

橋下市長は憲法を守れ！労働者・市民の権利侵害を許さない7・20大阪行動

憲法違反の「職員基本条例」「政治活動規制・労使間条例」が、反対の声を押し切って制定され、全国からの抗議行動が大阪に入る。



7月30日(月)

大阪地方裁判所に提訴

弁護団は全国から110名(常任弁護団は12人)の大弁護団を結成。原告59名が大阪市に対する国賠訴訟(1人33万円)を大阪地方裁判所に提訴。

「裁判支える会」が発足し、「決起集会」や「励ます会」などが支部や地域などで開催される。また、労働組合や民主団体および全国各地へオルグに出かけ、講師依頼も相次ぐ。

地域のまつりや集会、独自の宣伝活動などに取り組み、署名を集める。

10月3日(水)

第1回 口頭弁論

裁判日は毎回裁判所前で宣伝を行う。傍聴者が200人を超え、法廷に入りきれない人が廊下に溢れた。永谷原告団長と川本事務局長が陳述。西弁護士は「これは憲法裁判である」と意見陳述を行う。終了後、中央公会堂で報告集会を開催。



2013年

1月13日(日)

第12回大阪自治労連うたごえ祭典が開催され、「スタンダップ」を発表

川崎ゆたかさん創作の「スタンダップ」の曲が生まれる。

3月25日(月)

府労委が職員アンケートは不当労働行為と認定。謝罪文書手交の「命令」を出す

市労連の申し立てに対して、府労委が「命令」を出したが、大阪市は府労委命令を拒否し、4月8日に再審査請求を申し立てる。

6月22日(土)

創作劇「スタンダップ、母さん頑張るからね」を上演、850人来場

大阪市立こども文化センター、14時、18時30分の2回公演。

「劇団きゆう」が思想調査アンケートの実施に苦しむ原告の思



いを演劇で表現。原告も劇団員とともに演じることで、改めてアンケートが、家族の生活をも巻き込みながら、一人一人の原告に大きな精神的苦痛を与えたことを多くの仲間と確認できた。

11月2日(土)

日本のうたごえ祭典

佐伯洋さん作詞、たかだりゆうじさん作曲の「こころひとつに」が創作され、大阪ホールで開催された日本のうたごえ祭典に出演。原告も舞台上で歌い、全国の仲間に応えられた。

2014年

2月2日(日)

京都木津川マラソン大会に原告2人がゼッケンをつけて参加

2月14日(金)

原告団ニュース第1号発行

2016年5月で26号を発行

9月10日(水)

大阪地裁で「組合事務所使用不許可取り消し訴訟」全面勝利判決



2015年

3月30日(月)

大阪地方裁判所で「アンケート裁判」

勝利判決

橋下市長が「業務命令」で職員に強制した「思想調査アンケート」に対して、大阪市職員の憲法上の権利を違法に侵害したことを明確に認め、その違法性を断罪した。

しかし、大阪市は大阪高裁へ控訴。

5月17日(日)

大阪市特別区設置「住民投票」勝利

特別区設置「反対」が僅差で多数となり、2年後の大阪市解体にともなう大混乱は回避され、橋下市長は政界を引退することを表明。投票率66・87%。140万人を超える市民が投票する歴史的な住民投票は、「賛成」「反対」の市民が街のあちこちで激論を交わすという、かつてない様相が出現。「大阪市解体NO」の幅広い共同のたたかいの勝利へ私たちがたたかいた役割も大きい。引き続き、市民のための大阪市改革



へ全力で取り組む決意を強める。

6月26日(金)

大阪高裁が組合事務所裁判で不当判決。7月2日最高裁へ上告

11月22日(日)

大阪府知事・大阪市長ダブル選挙で吉村新市長が誕生

民主主義と地方自治の発展をめざし取り組まれたダブル選挙で、多くの市民は「生活を良くしてほしい」「大阪の経済を立て直してほしい」との願いで投票。市民の願いを受け止め、「住民が主人公」の大阪市政を取り戻すために、しっかりと声を上げようと改めて決意する。

2016年

1月7日(木)

この日から毎週、裁判所前での宣伝を判決日まで計11回続ける

3月25日(金)

大阪高裁で「アンケート裁判」勝利判決



署名・ハガキにご協力ありがとうございました。

地裁宛て 団体署名 (1,616筆)
 個人署名 (78,359筆)
 高裁宛て 団体署名 (914筆)
 個人署名 (17,618筆)
 高裁宛て要請はがき (3,750枚)

2月に予定されていた判決が、突然裁判所の都合で一か月延期になる。不安の中で判決日を迎える。4月13日(水)の報告集会でやっと実感がわき、喜びがあふれる。「たたかっってきたよかった」との思いと、仲間への支援に胸が熱くなる。



住民のエールに背中を押され、人間の尊厳を守り抜いた裁判闘争



原告団長 永谷 孝代

私たちの裁判は多くの仲間を支えられ、国の情勢とも相まって、「憲法を守れ」の大きなたたかいの渦の中で勝利することができました。裁判を支援していただいた皆様に勝利報告できることに感謝しています。

アンケートをした日、「憲法違反だ」とわかっているにもかかわらず、怒りより恐怖が全身を駆け巡ったのを今でも思い出します。一人の独裁者の登場でいともたやすく牛耳られていく人の心、人間とはこんなにもろいのかも感じました。しかし、それを打ち砕いていくのも人間、負けてなるものかと踏ん張る連帯の力、団結力だということを学んだ裁判闘争でした。

市労組は大阪市役所の中では小さな組合です。しかし、職場の差別に屈せず、住民のための仕事がしたいと自ら市労組を選択して加入した組合員で築いてきた組合です。誰もが「市労組」の看板を背負い、職場で、地域で奮闘してきました。労使癒着を真っ向から批判し、住民のための市政をめざす多くの団体、市民と連帯してきました。その運動が今回の裁判でも一人一人の誇りとして、独裁者に屈しない職場や住民共闘のたたかいに結びついたと思っております。原告に立ち上がったのは59人、しかし、60番、61番の原告へと自らのたたかいとして多くの組合員が共に立ち上がりました。しかし、4年の裁判闘争の中で、原告の生活も大きく変わり、生活や介護、闘病と、たたかいに参加できない苦しい原告も出てきました。それでも「ここからはひとつ」と踏ん張る私たちを励まし、勇気くれたのは、ともに連帯した仲間の支援でした。最後の最後まで

闘いぬいて勝利した住民投票、大阪がひとつになった瞬間、その真ん中で闘いぬけたこと、「原告として立ち上がってくれたから今のたたかいがある」といつも励ましてくださった仲間の励まし、どこで訴えても、「がんばれ」と大きな拍手をもらい、感動の涙を流したのは私たちでした。

貧困と格差の中で、虐げられた人たちがたくさんいます。頑張ってもなかなか報われないギリギリの生活の中でも、私たちの裁判の支援に駆けつけ、カンパをくれる、そんな人たちの「市政を変えてほしい」の声に応えることが自治体労働者の果たす役割だと改めて確信しました。「住民生活の向上を」と主張しつつ、私たちは本当に「住民とともに」の位置に立っていたのだろうかと思いを戒めました。

私たちの裁判も「思想・信条の自由」までは判決に反映されませんでした。人間の尊厳がいともたやすく奪われていく社会、裁判で「思想調査アンケートは違憲」の判決が出たことは、「憲法を守れ」の運動の一つの成果に結びついたと確信しています。私たちの裁判の目標は「憲法が生きる自治体です」。憲法に守られた一人ひとりの人間の尊厳を守り、安心して働き、生活できる自治体をめざして、たたかいはこれからが正念場です。

最後に、これまで、私たちの声を主張し続けて下さった弁護士のみなさんを初め、いつも支援に駆けつけて下さった労連、団体、市民の皆様々に心からお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

大阪橋下維新市長が手掛けたアンケート思想調査は違憲判決で確定



弁護団長 井関 和彦

心と肚を決めた市職員の団結と広い支援が悪政を打ち破った。

振り返れば2012年初頭、突然、前代未聞の暴挙が大阪市職員を市政の正道・憲法と地方自治の本旨に従って指導すべき橋下新市長から飛び出した。いわゆる悪名高き思想調査と市職員懲戒の恫喝である。民主制の柱である選挙も、憲法に従わぬ傲慢な権力が選ばれると恐ろしい結果を振りまくことの恐ろしさに身の毛のよだつ思いである。当然のことながら事態を憂慮する良識のある批判が一斉に上がった。その中であつた最も深刻な精神的かつ心理的衝撃を受けたのはほかならぬ市政を市民のため、正しい労働組合のあり方を目指して日夜努力していた市労組組合員であつた。

職員全員を調査対象とし職務に対する誇りを傷つける調査に、市労組組合員は強い疑問と自身の身の振り方に日々苛まれたのである。

橋下市長ら一部協力者は選挙の結果を、恰も独裁を委任されたかのごとく曲解し、市政を壟断し、職員を服従せしめるため、懲戒の脅しをかけて全職員の労働権や政治行動などの思想調査に踏み込んだのであつた。

この調査に正当な根拠があるはずはない。あえてこの禁じ手を決定した市長グループの見識のなさに却って悲しささえ覚えるが、実行者らは違憲判決が確定した今もなお、責任を認めず謝罪しようとしな。しかも橋下市長を引き継いだという大阪市政の運営には今後とも少なからぬ憂慮を残すことになっている。

団結を固め、事情を広く市民に訴え、困難な戦いにあたり費やした膨大なエネルギーと苦労はいかばかりであつたか。判決の勝利結果で苦労が直ちに購われるものではない。

多くの支援者とともに弁護団は全国弁護士同職の後ろ盾に依拠し勝利の確信をもって委細を尽くして調査の違憲性・違法性解明に奮闘した。合わせて同時に進行した事務所明け渡しに対する不当労働行為判断にも大いに励まされた。並行した他組合の審理にも注視を怠らなかつた。市側は潤沢な資金を注いで思想調査擁護に必死の弁論を展開してきた。私たちはこれに逐一反論し事の違憲性を完膚なきまでに明らかにする努力を怠らなかつた。違憲判決はその戦いの結果である。弁護団員各人の執念と緻密な弁論を成し遂げていただいたことに団長として深く心から敬意を表し、関係者全員とともに勝利を祝すことの喜びを噛みしめています。



原告の団結と闘いへの支援に感謝し、「憲法守れ」のたたかいを発展させよう



大阪市役所労働組合執行委員長 田所 賢治

4年にもわたる裁判闘争となりましたが、多くの労働組合や市民団体からのあたたかいご支援と、憲法裁判と位置づけ、ご尽力いただきました弁護士団の先生方のおかげで、大阪高裁でも勝利判決を勝ち取りました。ほんとうに感謝しています。改めてお礼申しあげます。

また、橋下独裁市政を許さない、憲法が生きる市役所を作ろうと勇気を出して立ち上がった原告団のみなさん、本当にお疲れ様でした。長い裁判闘争を団結の力で闘い抜いた原告のみなさんに敬意を表するものです。

このアンケート調査は、橋下前市長の業務命令で「回答しなければ処分する」との脅しの中で、橋下市長に服従するかどうかの踏み絵として実施されました。原告59名の陳述でも上司からの執拗な回答をせまられ精神的な苦痛を強いられたことや職場が混乱したことが報告されています。解雇されるかもしれないと悩み、家族会議を開いた原告、子どもに正直でありたいと思い回答しなかった保育士の原告の言葉が心に残り、私もオルグで胸がつかまるのが何度もありました。

人としての尊厳を踏みにじる人権無視のアンケートだったわけですから、憲法上の権利侵害の判決は当然のことです。

判決では、「自分は関係ない野村特別顧問がやったこと」と開き直っていた橋下前市長と大阪市の責任が断罪されています。しかし、市側は権利侵害を認めたものの、国賠訴訟裁判のため、損害賠償金の支払いを行うだけで、市民、職員への謝罪は行われていません。市労組は、

改めて憲法違反の確信犯である橋下前市長と大阪市に対して、59名の原告（組合員）だけでなく、処分という市長命令に苦しんだ多くの職員と職場を混乱させたことに対して深く反省し、市民と職員に謝罪することを強く訴えるものです。

この裁判闘争は、昨年の住民投票のたたかいの中でも大きな力を発揮し、「大阪市をなくさない」と訴える多くの市民を励まし、住民投票に勝利し、橋下前市長を退陣させることに繋がったことは間違いありません。おおさか維新政治NO!の共同の取組を広げることの一翼を担う役割を果たしたことに確信を持ち、「地方自治と憲法守れ」のたたかいをさらに発展させていきましょう。

労働者への権利侵害は自治体、民間の職場を問わず、いまでも続いています。私たちの組合事務所の問題でも、最高裁に対し「上告を受けよ」のたたかいは続いています。

市労組は、こうした権利侵害をなくす「憲法守れ」のたたかいを支援いただいた労働組合や市民団体の方々とスクラムを組み、引き続き奮闘しなければなりません。そして、憲法違反の条例がまかりとおる大阪市を裁判闘争のスローガンでもあった「憲法が生きる自治体」とするために大阪での「おおさか維新の会」の策動をストップさせるために原告団のみなさんと手を取り合って奮闘していく決意です。

この勝利は、全国の仲間喜びと確信を与えるもの



日本自治体労働組合総連合 中央執行委員長 猿橋 均

「思想調査アンケート」国賠訴訟をたたかってこられた原告団のみなさん。勝利判決の確定、大変おめでとうございます。

また、原告のみなさんを支え、わが事としてたたかってこられた、原告のご家族、大阪市労組・市労組連、大阪自治労連、大阪労連の仲間のみなさん、そして弁護団のみなさんに、心よりお礼を申し上げます。

大阪での橋下氏の傍若無人ぶりについては、橋下氏が府知事就任時に、私自身も大阪でもにたかたかたしたものとして、それなりにわかっているつもりでした。しかし4年前の2月、大阪から自治労連本部に送られてきた、あのアンケートと、それに添えられた橋下市長名の「回答を業務命令」とする通知文を見たとき、正直「ここまでやるのか…」というのが実感でした。

独裁者が住民を無視した専制を押し通すために、まず何より職員の人権を無視して自らの手足として動けと服従を強いる。アンケートにどうこたえるかというより、処分のおどしをかけ、業務命令に服従するかどうかを「踏み絵」にする。

この攻撃に、原告のみなさんが、勇気をもって、住民の暮らしを支える自治体労働者の良心と誇りをかけて立ち上がったこと、そしてこのたたかいを、住みよい大阪市を願う様々な市民のみなさんと手をつないで進めたことが、全国の自治体に働く仲間の共感を呼び、自治体・公務公共労働者の魂を揺さぶり、4年間にわたる息の長い全国的な支

援の継続にもつながりました。

そうした意味で、今回のこの勝利は、原告や大阪のみなさんのたたかひの勝利であると同時に、全国の仲間喜びと確信を与えるものになっています。

一方で、改憲・戦争する国づくりをすすめる安倍政権の補完勢力として、徹底した自治体構造改革を、自治体・公務公共労働者と住民との分断によって進める橋下・維新型の政治は、大阪や近畿を中心に、今も全国で後を絶ちません。

また、大阪でのたたかひも、労働者個人の人権に関わる問題では一定の決着がついたものの、働くものが労働組合をつくり、活動することに関わっては、その物理的基盤となる組合事務所問題や、組合費のチェックオフ問題など、それを妨げようとする動きとのたたかひが続いています。

原告のみなさんの、粘り強いこの間のご奮闘に、心から敬意を表すとともに、今回の勝利を確信に、大阪でのたたかひを、民間の働く仲間や、地域住民との要求に基づく共同を一層広げ、組織的にも前進をつくりながら進めていただくことをお願いし、お祝いのメッセージとさせていただきます。

引き続き、がんばりましょう。

思想調査国賠訴訟勝利によせて



全大阪労働組合総連合議長

川辺 和宏

2008年、大阪府政に橋下知事が誕生して以降、維新政治は、財政再建と称して、住民サービスの切り捨て、職員の処遇切り下げを強行しながら、WTCにみられる、行政私物化の無駄遣いを推し進め、さらに、日の丸君が代条例などの憲法に保障された基本的人権を踏みにじり、「処分」で職場を統制する、ファシズム、ヒトラーなみの独裁政治が強行されてきました。これ以降9年以上の長きにわたり、労働者と府民のたたかいが休む間もなく展開されてきたわけです。

とりわけ、2011年11月、橋下氏が大阪市長に、松井氏が大阪府知事に就任して以降、府市一体で民主主義破壊、生活破壊、労働者の団結権と権利破壊が強引に推し進められてきました。

とりわけ、橋下市長が、自らの市長選挙での遺恨を前面に、労働組合への弾圧・労働者の基本的権利・人権そのものを攻撃する報復行為が連続して行われました。組合事務所退去の不当労働行為、そして、思想信条・団結権否定・労働組合の自主活動への介入の「思想調査」「入れ墨調査」と続きました。さらに、職員基本条例・教育基本条例・労使関係条例と憲法違反の条例の強行が相次ぎ、行政そのものが変質してきたわけです。公務員は全体の奉仕者、憲法遵守が求められるという自治体の性格そのものが、独裁者の奉仕者として変質させられたと言えます。

事務所問題では、何回にもわたる激論を経て、市労組・市労組連が、事務所を撤去せず府労委・裁判闘争へとたたかいに立ち上がりました。

労働組合の真価・存在価値がとわれるたたかいとして位置づけるとともに、当該を裸でたたかわさないとして、大阪労連として民間部会や地域組織を中心に権利闘争本部を立ち上げてたたかいを進めてきました。

その後のたたかいは全区役所宣伝をはじめ、その時期その時期に対応してたたかいが展開されてきました。区役所前宣伝は当初、区役所管理者の干渉や橋下シニア的な「住民」の干渉も相次ぎましたが、今日に至っては、そうした妨害もほとんどなく、職員・住民への唯一の情報伝達行動として定着しています。厳しい事態をひるむことなく、攻勢的にたたかいを継続した成果といえます。現在、2015年6月の高裁の不当な判決もあり、最高裁での上告受理行動が取り組まれています。また、一方で中労委命令に従うと表明し謝罪文を手交した市当局に対し、中労委命





令を履行し、交渉応諾・組合事務所を貸与させるたたかいが、全国からの支援も含め、取り組まれています。思想調査の国賠訴訟も、アンケートに答えないと「処分」とすると恫喝する橋下市長の下で、労働組合も個々の労働者も様々な葛藤・苦悩をされたと思いますが、弁護団・支援組織との相談も積み重ね、勇気をもってたたかいに立ち上がられました。この間の状況は、創作劇「スタンダップ、母さん頑張るからね」で感動深く上演されています。あらためて原告団の皆さんに敬意を表したいと思います。アンケートそのものは、全国の労働組合や法曹界からの批判声明が出され、「凍結」「廃棄」となりましたが、橋下市長は謝罪するわけでもなく、

「職員の精神的苦痛」は回復されませんでした。59名の原告団が結成され、7月30日に大阪地裁に提訴され裁判闘争に突入されました。

こうした勇気と決意をもつたたたかいが、2014年9月の組合事務所の地裁勝利判決、2015年のアンケート裁判の地裁勝利判決、そして、5月の大阪市解体の「住民投票」での歴史的な勝利と続き、維新政治への痛打を与えてきました。残念ながら、事務所問題では、前述のように、大阪高裁での理解がたい不

当な判決がだされ、最高裁でのたたかいとなっています。また、11月のダブル選挙では、共同の取り組み、たたかいが大きく前進しましたが、維新政治を終わらせることができませんでした。引き続き、維新政治を終わらせるたたかいが継続されています。

今回のアンケート裁判の高裁判決は、内容的には必ずしも十分な内容とはいえないものがあります。限界と課題がありますが、その質問内容に対して、違憲・違法な公権力行使、憲法違反が断罪されたことは大きな意義があります。市当局が上告せず、原告団もこれを受け入れるとしたことで、判決は確定し、4年にわたるたたかいは勝利として終止符を打ちました。返す返すも橋下前市長の蛮行の数々は許しがたいものがあります。改めて怒りがこみあげてきます。吉村市長へと市長は変わりましたが、維新政治の本質は変わつたわけではありません。松井知事の再度の「住民投票」発言にみられるように、大阪府政・市政の私物化運営は、何ら改善はされていません。憲法違反の条例は依然として残っています。また、維新政治は、泉佐野市や枚方市などの自治体にも拡散しています。府下自治体のみならず近畿各県の地方議員にも進出しています。現在、「戦争法」を強行し、明文改憲を目論見、日本を戦争する国にするためにひた走る安倍政権のパートナーとして、おおさか維新の党の役割が国民・府民の前に明瞭にさらけだされています。歴史的な共同のたたかいを積み上げてきた大阪で、安部政治ノ、維新政治ノ、戦争法ノ、憲法を守る大きな共同のたたかいの再構築を勝ち取らなければならないと思います。困難なたたかいをたたかい抜いた原告団のみなさん、市労組の皆さんのご苦勞にあらためて敬意を表するとともに、さらなるたたかいに奮闘されることを期待しメッセージいたします。

人間の尊厳をかけて闘った勇氣に敬意を表します



大阪自治労連 執行委員長 荒田 功

一つのたたかいが終わりました。原告59人、常任弁護団12名、非常任弁護団は100人を超えた大阪市思想調査アンケート国賠訴訟。

最初の勝利判決は2015年3月30日。大阪地方裁判所民事第5部は橋下徹大阪市長が2012年2月に実施した職員アンケート調査について、職員等の憲法上の権利（労働基本権とプライバシー権）を侵害する違法な公権力の行使であるとして、原告59名全員に慰謝料の支払いを大阪市に命じる勝利判決を下しました。そして、控訴審となる大阪高裁判決が2016年3月25日に下され、再び橋下徹大阪市長らは断罪されました。

裁判闘争という先の見えない闘いに、勇氣をもって立ち上がった原告のみなさん、本当にお疲れ様でした。

ハシズムとまで呼ばれた橋下徹らの政治手法はポピュリズムです。その典型的なやり方は、どこかに「悪者」をつくりあげて、それを叩くことによって自分が「正義の味方」になるということです。この手法で労働組合が「悪者」にされました。

しかし、その目的は行政組織を牛耳ることにありました。職員の団結組織である労働組合を弾圧し、片や職員の管理統制を強化する。一体として進められた橋下徹らの蛮行は、憲法や法の精神を踏み荒らし、「我こそが民意である」と権力を振るう独裁そのものでした。

圧倒的な橋下人気と、行政への不満を抱えた住民たちは、大阪市職員を始め、公務員に対するバッシングを強めていきました。

その状況の中で、橋下徹大阪市長を相手取ってたたかうには勇氣と決意が必要でした。原告団を作る過程、弁護団の結成、各地への支援オルグ回り、カンパ活動、原告団会議、弁護団会議、組合での議論、様々な活動が一気に増えました。

みんなの支援に励まされる半面、その分、重責を感じたこともあったでしょう。また、たたかいが長引けば、団結することがとても大切で、かつ難しいことを感じたかも知れません。

創作劇スタンダップ、日本の歌声祭典の「こころひとつ」に、そしてK・Kコンビの出現など、歌やパフォーマンスを元氣に変えて闘い抜いたみなさんに、心からの敬意を表します。

人が人であるために、守らねばならないものがある。それは自らの誇りであり、人間としての尊厳です。権利侵害を許さぬたたかいは続きます。



歴史は止まることなく進みつづけ、この裁判は、歴史的な人権闘争であった。



大阪市「思想調査」裁判をささえる会会長 渡辺 武

歴史は止まることなく進みつづけます。2012年2月「思想調査」アンケート強行、7月裁判闘争開始から早くも4年。裁判は大阪高裁での原告団勝訴確定で幕を閉じました。その間、労組敵視政策の主犯橋下市長は、15年5月の都構想住民投票に敗れて事実上市長辞任に追いやられ、やがて歴史のくずかごに捨てられる運命にあります。跡を継いだ同類市長を相手に、困難の中、市政民主化闘争は新しい段階を迎えています。

この裁判が始まった時、私は次のメッセージを寄せて、大阪市労組連・大阪自治労連が支える「裁判をささえる会」に参加しました。「思想信条の自由を蹂躪する職員アンケート調査を、市長自身が雇った特別顧問に市長署名入りの業務命令を以てやらせておきながら、違憲・違法批判に耐えられず撤収後も、責任者としての謝罪が全くありません。とうてい許される話ではなく、原告団職員の正当なたたかいを強く支持します。」

それにしても、まるでヤクザのような体質の強権市長を相手に、その鼻息をうかがう管理職たちが萎縮して組織と職場を守れなくなっている状況のもとで、55人（後には59人）もの職員が決意を固めて、毅然と裁判闘争に立ち上がられたことは、驚くべきことでした。公務員労働者としての長年の生きざまへのプライドと戦後の民主化・人権確立闘争によってようやく身につけてきた個人の尊厳を、力づくで傷つけようとするまさにパワーハラスメントに対して、団結して立ち上

がった勇氣ある行動だったと思います。結果として、すごい内容を含む歴史的な人権闘争であったと改めてこの裁判闘争の原告団・弁護団・支援労組等々に深い敬意を捧げずにはおられません。すごい内容というのは、ほかでもない、わが国憲法の根幹にかかわる思想良心の自由（19条）・政治活動の自由（21条）・労働基本権（28条）・プライバシー権および人格権（13条）などへの乱暴な侵害を糾弾するきわめて重要な今後への影響も大きいたたかいだっただけで、という事です。高裁判決賠償金の余りの小額に落胆しつつも勝利の意義の大きさをかみしめています。

いま、わが国の将来に深刻な危機をもたらす安倍自公政権の憲法改悪路線への暴走の前に、主権者である私たちが民主・人権・平和の原則を守りぬくために、過去の行きがかりや小異をいったん横において、幅広く提携団結を進め国政の方向転換を目指す前例のない政治状況に直面しています。裁判でたたかった「反おおさか維新」の方向がともかく大阪で前進することを願わずにいられません。



大阪市役所を市民に役立つ所に、自治体労働者の良心と尊厳をかけて そのたたかう歴史に勝利の1ページを飾る



大阪市役所退職者会会長 永井 守彦

思想調査アンケート裁判の勝利に大きな拍手を送りお祝いを申し上げます。

弁護士資格をもち、法曹界に身を置く者としての常識を有する人間なら、このような馬鹿げた問題を起こすなどということは、およそ考えられない異常事態でありました。市長という権力を背景にした橋下徹の傍若無人な振る舞いを断罪するこのたたかい、どれだけの勇気、決断を要したことでしょうか。よくぞ立ち上がり勝利を手にしてくれたと感謝するとともに、自治体労働者の良心と尊厳を守り抜いてくれたと改めて敬意を表明します。

大阪市役所職員として41年、「生涯一ヒラ」を誇りとして生きてきた私自身に、後輩のみなさんが新たな誇りをつくってくれたのでした。ありがとうございます。

4月13日、喜びを共にしてくださいました人々、その後ろには、支援してくださったいく千、いく万の人々がいることを忘れないようにしましょう。

私の脳裏を去来していたのは、あの日あの時、そうです。90年7月22日、大阪市役所労働組合の結成集会の感動と、その前後を通じての激しいたたかいです。市労組を選択した組合員の思いを、浪速区役所支部婦人部ニュースからお一人だけ紹介しましょう。「市労組に行く者は、共産党員ばかりだ」という人がいますがそれは違います。なぜ

なら、私は共産党員ではありません。当局と市職がぐるになって、不正や差別を職場に持ち込んでいるのを数多く見てきて、私自身あやつられることなく、自主的な判断で、誇り高い労働者としての生きる道を選びました。いわれのない差別とたたかうために（私自身差別されたくないの）市労組に加入したのです」

市労組という、たたかうナショナルセンターに加入する労働組合がなければ、この裁判はたたかい得ただろうかと考えた時、私たちの選択に、改めて確信を持つことができます。

ところで、大阪市における労働組合運動、労使関係は特異といつてよいものでした。故に、他の自治体にはみられないようなたたかい、裁判に限定しても他の自治体にはない状況を呈していました。市長部局で、何らかの形で私も関わったものをこの際紹介しておきたいと思えます。

中山脛腕裁判・原告中央図書館電話交換手中山八重子さん、79年の発症以来91年5月高裁での勝利判決確定まで11年間にわたるたたかいでした。

橋本浙子事件・72年、同和事業指導員の橋本浙子さんが、「矢田事件」を差別事件だと認めないことを理由に、解同いいなりの大阪市が、指導員としての職場を奪い、8か月もの間、たった一人で研修を強要したうえ、消防局へ配転。提訴を経て、大阪市が提案した職場の中から、

橋本さんが選んだ大阪市立大学事務局へ配置するという和解で決着しました。

昇任昇格差別を是正させるたたかい・90年7月、昇任昇格差別を是正せよと7人の原告が提訴し、7年余のたたかいはを経て、97年10月、磯村大阪市長が、尾崎原告団長あてに「念書」を提出し和解しました。このたたかいによって昇任昇格差別は正への端緒を切り拓いたのでした。

中山過労死裁判・95年11月保育士の中山淑恵さんが、職場でくも膜下出血で倒れ死亡しました。過労死認定を求める裁判を、夫の中山直和さんがたたかいましたが、地裁、高裁敗訴判決につづき、最高裁が上告を棄却し、高裁判決が確定しました。

第2回大阪市役所部落研実行委員長権利停止無効確認訴訟・74年9月、開催予定の第2回市役所部落研究会について、大阪市職は、妨害し、中止に追い込んだ上、市職の方針に反するとして、実行委員長に1カ月の権利停止を行いました。この裁判では、被告市職の控訴、上告によって、最高裁まで争うこととなりましたが完勝の判決でした。

組合事務所裁判は、常軌を逸したと言わなければならないが完勝の判決によって、最高裁へ上告という事態を迎えています。正義は勝つ！と信じ頑張ります。命あるかぎり前へ前へと。



闘ってこそ明日は拓ける——長い間本当にお疲れ様でした！



弁護団事務局長 弁護士 西 晃

皆さん長い間本当にお疲れ様でした。そしてありがとうございますございました。

今回の思想調査アンケート国賠訴訟での勝利、そしてその裁判中に経験した2015年5月17日の都構想住民投票での歴史的勝利、この2つは自分自身の弁護士人生の中で確実に強く思い出と印象に残るであろうことになりました。

2012年の2月に強行された職員アンケート。今振り返ってみても、当時の市職員（公務労働者）を巡る世間の雰囲気は、橋下市長（当時）のいわれのない公務員攻撃・労組敵視施策により、相当劣悪でした。そんな中、アンケート調査に抗って声を上げることすら相当の勇気のことでした。ましてや訴訟を提起し真正面から橋下氏の市政方針と闘うことには、己を奮い立たせるような決意と覚悟が必要だったろうと思います。

（当時）民法協の弁護士の中でも様々な意見があったのですが、私が強烈に覚えているのは、アンケート直後にあった権利討論集会（琵琶湖グランドホテル）での長岡先生とのやり取りです。なかなか訴訟提起という方針が決まらない当時の情勢を嘆き、「この明白な憲法違反の暴挙に対し、訴訟提起をして闘わないということがあり得るのか？」と何度も熱く語る彼女の言葉は忘れられません。その後しばらくして訴訟提起の方針が決まり自治労連弁護団の城塚先生から弁護団事務局長就任の要請を受けた時、自分でも驚く程あっさりと二つ返事

で承諾したのも、ここでの長岡先生との（熱い）語らいがあったからです。

弁護団結成に際し、弁護団長就任を巡っても少し時間がかかりました。無理なお願いを承知の上で井関先生に就任のお願いをしました。「自分は今もう年で、健康に不安もある。いつまで続けられるか判らんから」とおっしゃった井関団長ですが、最後まで本当に私たちを導いていただきました。本当にありがとうございました。

原告団を率いた永谷さん、原告の皆さん、労組・支援の皆さん、そして一致団結してたたかい抜いた弁護団の皆さん、本当にお疲れ様でした。

今回の思想調査アンケート国賠訴訟は、権力者の専横を司法により統制し「法の支配」を確認する……そのための憲法訴訟である……第一回口頭弁論での私の宣言は、皆さんのお陰をもちまして勝利判決という形で結実しました。

今回の勝利を全ての労働現場に活かし、日本国憲法が活きる職場づくりを進めて参りましょう。今後ともよろしくお願いいたします。





弁護士 大前 治

原告の皆さん、ご支援いただいた皆さん。4年間にわたる裁判へのご尽力、本当にお疲れさまでした。長いたたかいでしたが、一審・控訴審ともに勝訴できて本当によかったと思います。

思えば、橋下市長がこのアンケートを実施したのは就任2か月後のことでした。まるで「組合つぶし」のために市長になったかのようです。悪政推進のためには、市民と連帯共同する労働組合が邪魔だったのでしょう。

私は、原告6名の陳述書を担当しました。保育士として仲間や子どもたちと向き合いながら誇りをもって働いてきた皆さんが、アンケート回答を命じられたときの悩みと苦しみ。それを聴くたびに胸が詰まりました。人格を無視して人間性を否定する仕打ちなど、どんな場面でも許されるものではありません。権力者の支配、権力の濫用は本当に恐ろしいと思いました。しかし同時に、原告の皆さんが橋下市長の横暴に対して立ち上がり、立派に裁判闘争を闘い抜こうと決意された姿には、勇気を与えられました。

裁判所が橋下市長の命令を「違法」と断じたことは、今後の維新の悪政を打ち破るうえでも大きな武器となると思います。今後とも、頑張ります。



弁護士 長岡 麻寿恵

アンケートが実施された直後、たくさんの方々の弁護士と市労組の皆さんが急遽集まったあの寒い日のことを、そして皆さんの暗い表情を今も時々思い出します。こんな憲法違反がこの時代にこの大阪府で堂々と行われるのか、と驚くとともに暗澹たる気持ちになったことを覚えています。あれは、その後の、自衛隊海外派兵閣議決定、戦争法の強行成立と、立憲主義を踏みにじる公然たる動きの始まりだったのかもかもしれません。

「憲法を焦点に据えたたたかいをしよう」「憲法を守ろう」と、原告・市労組を始めとするみなさんの反撃がはじまりました。4年に亘るたたかいは原告や労組のみなさんにとつて大変なご苦労だったと思います。しかし、そのたたかひの中で歌が生まれ、劇が生まれ、大阪らしく漫才まで生まれ、「市民のためにも憲法を守る自治体を」との運動が広がり、4年前には想像もしなかった、都構想住民投票での住民勝利や橋下市長の退陣という状況を実現しました。たたかつてこそ展望が開ける、たたかつてこそ労働組合、との確信を私たちにも与えてくれた裁判でした。原告の皆さんや市労組、ご支援の皆さんに心から感謝する次第です。



弁護士 宮本 亜紀

2012年7月から裁判を闘い抜かれた原告団の皆様、支援の皆様、勝訴おめでとうございます。地裁・高裁がいずれもアンケート内容に違法と橋下市長を断罪する判決が世の中に出たのは、皆様の提訴する勇気と裁判官の理解を求める努力、世論を動かしてきた運動の賜です。憲法判断に消極傾向な裁判所ですが、国家権力の人権侵害を止める憲法の番人としての役割を改めて意識できた訴訟でした。

振り返れば、アンケート実施はすぐに弁護士にも知らされ、内容を初めて見た時の衝撃をよく覚えています。市民生活を守る仕事をしてきた自治体職員の誇り、仲間と組合活動に取り組んできた生き方・信条を全否定され、密告を奨励される内容で、信条を自ら捨てることで処分されず家族生活の安泰を守るか選択を迫られた痛みと息が詰まる苦しさは、自治体職員だった両親と重なって涙が溢れました。陳述書作成でも、自己の生き方を選んだ経緯や仲間との信頼関係をお聞きして、それらで形作られた信条を踏みにじられる苦しみを法律上保護される権利・利益として裁判官に理解させようと努力しました。めまぐるしい情勢の中での裁判は長く感じましたが、原告団の力強い明るさと毎回多くの傍聴など支援に励まされました。弁護団でも鍛えていたできました。大変ありがとうございました。



弁護士 高橋 徹

元市長の橋下があのおぞましい思想調査を実施してから、4年が経過しました。職員の労働組合活動や政治活動を悪であると宣伝し、職員と市民を分断させるためのあからさまな画策でした。自治体職員としての使命を胸に刻み、人によっては定年の間際まで、市民のためを思い、まじめに従事してこられた市労組組合員の誇りをズタズタに傷つける非道でした。市労組組合員の怒りや、驚き、不安や、悲嘆は、想像するに余りあります。一審判決、控訴審判決は、不十分ながらも、この思想調査が憲法上の権利を侵害する許されない施策であったことを認定しました。この勝利判決が確定したことにより、ひとまずは一矢報いることができたことを率直に喜びたいと思います。原告の皆様、お疲れ様でした。そして、おめでとございます。

私自身は、この弁護団に参加させて頂き、とりわけ陳述書の作成や、本人尋問の準備を通して、原告の皆様、市労組組合員の生真面目さ、芯の強さ、気高さに心を打たれました。少数組合であっても、保育現場をよくするため、父母とも連携して奮闘されてきました。あるいは生活保護事業の担当職員として、真摯に生活困窮者に寄り添って来られました。私は、この弁護団活動を通じ、市労組組合員の生き様に接することができたこと、勇気を振り絞って法廷闘争に立ち上がった原告の皆様の後押しを幾ばくかでもなしたことを自身の喜びとし、今後の弁護士人生の糧にしたいと思えます。本当によい経験をさせて頂きました。ありがとうございました。「勝利判決の確定を共に喜びましょう」



弁護士 増田 尚

橋下市長による思想調査アンケートが違憲・違法であるとの司法判断が確定したことに、原告団のみなさまの奮闘に敬意を表するとともに、多くの団体・市民からいただいた支援に感謝を申し上げます。

全職員へのアンケートが実施されると報道され、その内容に接したとき、まさに「思想調査」と呼ぶべき職員の内心に土足で踏み込むような人権侵害であることへの怒りの声が広がりました。同時に、熱狂的な支持を背景に、独裁をも辞さない橋下市長にどう対抗するのか、現場の職員の苦悩、葛藤も強まりました。急遽開催された会議では、様々な意見が飛び交いましたが、組合員一人ひとりの意見を大切にするとこの組合民主主義を貫徹しつつ、職員の権利・自由や労働基本権を侵害する行為を許さないたたかいを広げることを確認して、市役所前で「違法な調査には回答義務はない」と訴えて職員を励ましながら中止を要求し、思想調査の影響をヒアリングする実態調査などに取り組む中で、国賠訴訟の提起へと立ち上がりました。

こうしたみなさんのたたかいが、不当な権利侵害や地方自治の破壊を許さず、住民とともに歩む自治体づくりという職員団体・労働組合としての市労組の存在意義を明らかにし、「都構想」住民投票での勝利など、困難な情勢を切り開いて、橋下・維新の会に反撃をすることにつながっていったものと確信しています。

歴史に残るたたかいに参加し、勝利した喜びをみなさんと分かち合えることを誇りに思います。



弁護士 河村 学

橋下市長による思想調査からまる丸4年。原告のみなさんは、人間としての、自治体労働者としての誇りにかけて闘ってこられたと思います。その成果は、行政の長が憲法上の人権を公然と無視するという前代未聞の行為を白日の下にさらし歴史に刻んだこと、行政べつたりの姿勢が強い昨今の裁判官をしてこれを憲法違反と言わしめたこと、職員の思想統制により住民の福祉切り捨て等を実現しようとしてきたおおさか維新の会の目論見を打ち破ってきたこと、などに現れました。

これらの成果は、一重に、原告のみなさんが、困難な時期に、それを取り越えて声を上げる決断をし、その後も闘い続けられたからだと思います。もちろんこの運動を支援する人たちの多くの力があり、弁護団もまたその一翼を担ったと思いますが、やはり、本件においては、個人が、自らの権利と家族・子どもたち・他の仲間たちのために立ち上がったことが重要でした。とりわけ、常に子どもたちと接し、その未来を考えている保育士の方が原告団の多数を占めたことは、運動に力強さを与えてくれたと思います。スタンダップの劇は、むしろ支援の方々が弁護団を励ますものでした。

原告団をまとめた永谷さんや、川本さんをはじめ、原告となつて闘われた一人ひとりの方に感謝を述べたいと思います。ありがとうございます。



弁護士 杉島 幸生

原告のみなさん、支援のみなさん、本当におめでとうございます。ご苦勞様でした。あの日ニュースで今回の思想調査アンケートのことを知った私は、なにが起こったのかをよく理解することができませんでした。それは、伝え聞こえてくるアンケートの内容が、私のもつ常識とは、あまりにかけ離れていたからです。その後アンケートを實際に読むことができました。組合活動や政治活動に参加したことがあるのか、それは誰から誘われたのか……読み進めていくうちに私の中に最初に生まれた感情は、怒りではなく、「これはなんなんだ??？」というものでした。その後、頭がくらくらするとともに、体が熱くなり、心臓がどきどきしてきたことを今でも憶えています。原告のみなさんの陳述書でも思想調査アンケートを最初に読んだときの思いを書いて貰いました。それを読み返すたびに返すたびに、第三者である私でもそうなるのだから、当事者である皆さんが受けた衝撃は並大抵のものではなかっただろうなと思わずにおられません。しかし、原告のみなさんは、それには負けず、回答を拒否し、裁判までして闘いました。本当に頭が下がります。私のなかでは、この裁判は、原告のみなさんの被害を救済するというだけではなく、この国に憲法と民主主義が生きているということを確認する裁判でもありました。そして不十分なところは多々あるとはいえ、実際に勝訴判決をえることで、それを確認することができました。それができたのは、まったくもってみなさんのおかげです。心から「ありがとう」と言わせて頂きます。



弁護士 楠 晋一

思想調査アンケート国賠訴訟原告団のみなさま、市労組連をはじめとする支援の皆さま勝利判決本当におめでとうございます。私も弁護団として関わって、大変貴重な勉強をさせていただきました。

一番印象に残っているのは、野田正彰先生の下で完成させた鑑定書の作業に関われたことです。組合員の皆さんがどのような想いで市労組を立ち上げたか、どのようにして苦しい時代を闘ってこられたのか、公務員として仕事に対してどのような想いを持って向き合ってきたのか、正義を貫きあえて茨の道を歩いてきたみなさんがどうしてあのようなアンケートでさらに苦しめられないといけないのか。原告団の笑顔に隠された熱い想いを垣間見ることができました。野田先生の鑑定書だけでなく、原告と弁護団の共同作業で作りに上げた陳述書に現れた原告全員の想いは、必ずしも判決の中では十分に評価されませんでした。だが、私たち弁護団の大きな支えとなりました。

今回勝ち取った判決、とりわけ、「市長は、……いかなる内容の職務命令であっても発出できるものでないことはいうまでもなく、その発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の権利を侵害することがないようにする職務上の注意義務を負っているというべきである。」という部分が公務員と公務労働者を規律する揺るぎないルールとなり、公務員が市民目線で仕事をする上での大きな礎となることを願っています。



弁護士 中村 里香

原告団のみなさま、支援者の方々、本当にお疲れさまでした。

このアンケート実施は2012年2月、当時、弁護士2年生だった私は、報道等で知ったこのアンケートの内容に驚き、いてもたってもいられず、直後の日曜日に開催された「緊急会議」に参加しました。

緊急会議とはいえ、今後どのように進めていくか、誰が原告となるかなどの見通しもまだ全く立っておらず、とはいえこれは絶対に捨て置けない、何とかしなければ、という、何とも言えない空気が流れていたことを覚えています。私自身、現代のものとは思えないようなアンケートの内容に、どこか現実味が無いような感覚にとらわれました。その後、実際にこのアンケートに直面した市職員の方々へのヒアリングにも参加させていただきました。その中で、当事者の方々の、労働者、また、労働組合員としての思いに触れるうちに、このような思いを何としても裁判所に届けたい、このたたかきを通して市民にも届けたいと願うようになりました。

あれから4年あまり。地裁、高裁を通じて、このような思想調査アンケートが憲法違反であることを認めさせたのは大きな成果です。このような成果を得られたのも、原告団のみなさまのがんばり、また、支援者の方々の地道な活動あってこそです。

「憲法が生きる自治体を」、その一歩となったことを確信しています。みなさま、本当にありがとうございます。

これまで本当にありがとうございました。



弁護士 遠地 靖志

思想調査アンケート国賠裁判での勝利、本当におめでとうございませす。私も弁護団の一員として微力ながら貢献できたことを大変うれしく思います。

この裁判は、大阪市職員の思想良心の自由、政治活動の自由、労働基本権という基本的人権を守るたたかきであったと同時に、大阪市民である私にとっては、市職員を、その心までも縛って市民生活破壊を進める橋下市長の先手とするのか、市民のための市政を担う職員を守るかのたたかきでもありました。陳述書作成の過程で幾人かの原告のみなさんからお話を聞きましたが、印象深かったのは、みなさんが市民のための市政をつくろうと奮闘されており、労働組合活動もまさにそのことと結びついていてということ。思想調査アンケートは、そうした労働組合活動を敵視するものであり、みなさんの生き方そのものを否定するものであるということがひしひしと伝わってきました。

大阪市ではまだまだ維新市長が続きますが、原告のみなさん、市労組のみなさんがこの裁判の勝利を力に、今後も市民のための行政をすすめる先頭に立って、生き生きと仕事に取り組まれることを願っています。

110名の大弁護団の皆さん

1	井関 和彦	井関・西岡法律事務所	28	小林 保夫	きづがわ共同法律事務所
2	長岡麻寿恵	南大阪法律事務所	29	篠原 俊一	関西合同法律事務所
3	西 晃	河村武信・西晃法律事務所	30	下迫田浩司	弁護士法人阪南合同法律事務所
4	杉島 幸生	関西合同法律事務所	31	城塚 健之	大阪法律事務所
5	河村 学	関西合同法律事務所	32	杉本 吉史	大阪法律事務所
6	高橋 徹	南大阪法律事務所	33	杉山 彬	杉山法律事務所
7	増田 尚	きづがわ共同法律事務所	34	菅野 園子	豊中総合法律事務所
8	大前 治	大阪京橋法律事務所	35	高橋 早苗	秋田真志法律事務所
9	遠地 靖志	南大阪法律事務所	36	辰巳 創史	堺総合法律事務所
10	楠 晋一	京橋共同法律事務所	37	谷 智恵子	大阪法律事務所
11	中村 里香	北大阪総合法律事務所	38	谷 真介	北大阪総合法律事務所
12	宮本 亜紀	きづがわ共同法律事務所	39	十川由紀子	弁護士法人阪南合同法律事務所
13	愛須 勝也	京橋共同法律事務所	40	徳井 義幸	北大阪総合法律事務所
14	伊賀 興一	伊賀・笠松法律事務所	41	戸谷 茂樹	京橋共同法律事務所
15	石川 元也	石川元也法律事務所	42	中西 基	北大阪総合法律事務所
16	井上 洋子	きづがわ共同法律事務所	43	野仲 厚治	野仲協同法律事務所
17	井上 耕史	堺総合法律事務所	44	名波 大樹	北大阪総合法律事務所
18	岩田研二郎	きづがわ共同法律事務所	45	南部秀一郎	弁護士法人阪南合同法律事務所
19	宇賀神 直	天王寺法律事務所	46	西川 大史	大阪中央法律事務所
20	大江 洋一	堺法律事務所	47	橋本 敦	北大阪総合法律事務所
21	奥村 昌裕	奥村昌裕法律事務所	48	原野早知子	大阪法律事務所
22	鎌田 幸夫	北大阪総合法律事務所	49	半田みどり	弁護士法人阪南合同法律事務所
23	笠松 健一	伊賀・笠松法律事務所	50	平山 敏也	大阪中央法律事務所
24	河村 武信	河村武信・西晃法律事務所	51	平山 正和	堺総合法律事務所
25	喜田 崇之	関西合同法律事務所	52	藤木 邦顕	豊中総合法律事務所
26	岡本 一治	弁護士法人阪南合同法律事務所	53	細見 茂	北大阪総合法律事務所
27	桐山 剛	なかもず法律事務所	54	牧 亮太	京橋共同法律事務所

55	正木みどり	関西合同法律事務所	83	脇山 淑子	わきやま法律事務所
56	村松 昭夫	大川・村松・坂本法律事務所	84	小関 眞	仙台中央法律事務所
57	森下 弘	弁護士法人大阪パブリック法律事務所	85	松井 繁明	都民中央法律事務所
58	森平 尚美	北大阪総合法律事務所	86	泉澤 章	東京合同法律事務所
59	山口 健一	山口健一法律事務所	87	瀬川 宏貴	東京合同法律事務所
60	梁 龍成	弁護士法人京阪藤和法律事務所	88	上条 貞夫	東京法律事務所
61	渡辺 和恵	きづがわ共同法律事務所	89	小部 正治	東京法律事務所
62	吉田 維一	神戸合同法律事務所	90	佐藤 誠一	東京南部法律事務所
63	岩佐 英夫	京都南法律事務所	91	萩尾 健太	渋谷共同法律事務所
64	塩見 卓也	市民共同法律事務所	92	森 孝博	渋谷共同法律事務所
65	吉田 恒俊	奈良合同法律事務所	93	四位 直毅	西久保総合法律事務所
66	畠中 孝司	弁護士法人やまと法律事務所	94	長澤 彰	代々木総合法律事務所
67	小野原聡史	きのくに法律事務所	95	久保木亮介	代々木総合法律事務所
68	山崎 和友	ゆら・山崎法律事務所	96	鈴木 亜英	三多摩法律事務所
69	山崎 国満	弁護士法人阪南合同法律事務所	97	吉田 健一	三多摩法律事務所
70	畑 純一	和歌山合同法律事務所	98	藤野 善夫	千葉中央法律事務所
71	芝野 友樹	和歌山合同法律事務所	99	篠原 義仁	川崎合同法律事務所
72	良原 栄三	良原栄三法律事務所	100	川口 彩子	川崎合同法律事務所
73	上野 正紀	上野法律事務所	101	阪田 勝彦	武蔵小杉合同法律事務所
74	佐藤 真理	奈良合同法律事務所	102	神原 元	武蔵小杉合同法律事務所
75	内田 信也	北海道合同法律事務所	103	穂積 匡史	武蔵小杉合同法律事務所
76	佐藤 博文	北海道合同法律事務所	104	鈴木 麻子	武蔵小杉合同法律事務所
77	渡辺 達生	北海道合同法律事務所	105	小笠原忠彦	甲斐の杜法律事務所
78	橋本 祐樹	北海道合同法律事務所	106	笹田 参三	弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
79	西尾 弘美	西尾弘美法律事務所	107	山田 秀樹	弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
80	大賀 浩一	さっぽろ法律事務所	108	長谷川一裕	弁護士法人名古屋北法律事務所
81	田中健太郎	さっぽろ法律事務所	109	石口 俊一	石口俊一法律事務所
82	脇山 拓	わきやま法律事務所	110	前田 憲徳	北九州第一法律事務所

「思想調査アンケート」国賠訴訟・勝利判決おめでとうございます。そして、ありがとうございます。



大阪労連・大阪市地区協議会 議長 守山 禎三

あの判決の瞬間、「大阪市に市労組が有って良かった!!」と思いましたが。

1990年の夏に市労組が結成されて26年。

思想調査アンケート裁判の勝利おめでとうございます。



大阪争議団共闘会議 議長 松本 哲夫

アンケートが明らかに憲法違反であることが認定され、橋下前市長が断罪されたことは、民主主義そのものを守るたたいとしても大変大きな意義があります。

この結果を得ることができたのは、何よりも橋下・維新政治に対するたたかいに立ち上がった市労組組合員の勇氣と団結力です。

職員を文字通りの恐怖政治・強権政治で従わせ、もの言わぬ職員、ものが言えない職場をつくるのが橋下・維新政治の狙いであり、そのことは職員に対して「市民に命令する立場にある」と訓示をしたことにもつながっています。

しかし、強行したアンケートが憲法違反であることは、裁判の進行

「市役所の中は闇」と言われる大阪市役所の中にあつて、「市民の肩もてばずつとヒラ」という厳しい状況を跳ね返しなが、活動を続けて来られたみなさんが居たからこそ、今回の勝利は勝ち取れたと思います。

労働者としての誇りを、個人としての尊厳を懸けて闘っておられる市労組のみなさんも、一人一人は私たちと同様に弱い人間でしょう。

しかし、市役所の中で闘うことを決意して市労組を結成され、闘い続けてこられたからこそその勝利です。

「労働組合とは何か!」を示す市労組に敬意を表します。

闘いは続きます。共にがんばりましょう。

とともに明らかになり、自ら直筆の業務命令を出しながら「野村特別顧問がやったこと」と主張し、野村氏と責任のなすりつけ合いをした橋下氏が、姑息で自己保身しか考えない無責任な人間だったことが露わになりました。

職員には「提出しなければ解雇されるかも」という苦悩をさせ、家族をも巻き込んだ行為は、市長を辞めたからと言って決して免罪されるものではありません。

原告としてたたかってきたみなさんが、提訴までさまざまな葛藤をされたことは、想像に難くありません。また、大阪争議団共闘会議への加入や、他労組・各団体へのオルグ活動など、今まで経験したことのない運動にも取り組まれてきたと思います。アンケート裁判での勝利とたたかひの経験は、最高裁に上告受理を求めている組合事務所裁判でのたたかひにも確信になります。最後まで展望を持ち続けてたかってきた原告のみなさんが、今後も民主主義を守るたたいで大きな役割を果たされることを期待しています。

60番目の原告として



O.B.応援団事務局長 西岡 健二

2012年2月の事件の発端から高裁判決まで、4年の年月は長いように短かった。この裁判の勝利へ、多くの支援の輪が広がったが、と

これからも民主主義を守り続けましょう!!



川崎 ゆたか

20年前の、西淀川公害訴訟を応援するうた「手渡したいのは青い空」と同じくこの「スタンダップ」が裁判を応援するうたとして、僕が作った唄として人々に愛されたうたの代表となり、うたわせてもらってきた人生に感謝しています!

本当に原告のみなさんご苦勞様でした!そして、ありがとうございます!

私は、33年間大阪府立砂川厚生福祉センター(泉南市にある府立府営の知的しようがい者の入所施設)で働きながらうたわせてもらって来ました。それを支えてくれたのは、故黒田了一知事の「革新の大義に生ぎんわが心、私心なければ揺らぐことなし」という言葉です!「福祉は心や!」それは「うた」も同じやということを日本福祉大学在学中に身体に刻み込まれて、大阪に帰って来て、福祉現場に入り、しようがい者が居る悲惨な状況:今でもあまり変わらない、いや悪くなる

くに大阪市労組O.B.の仲間たちが發揮した役割と力は大きかったと思う。ぼくもそうだが、多くのO.B.は「自分が在職なら原告に」の思いを持った。そう、60番目の原告として。多くのO.B.が、あの日から50回を超える早朝の本庁・区役所前宣伝に駆けつけた。三重県から毎回参加したO.B.もいた。地裁、高裁の裁判傍聴にも多くのO.B.の姿があった。ただ「こんな理不尽なことが許せるか」の憤りが、4年間の支援の気持ちを支えた。大阪市の職場に悪がはびこるとき、O.B.は立ち上がる。

状況ではないか?と思っています!弱い者いじめは早く無くなれ!と働きながらうたわせてもらってました。

現場の労働状況が、入所者に合わせて変えて4交替となり、2年目に、激務で出血性十二指腸潰瘍で2ℓの吐血をして、55才で早期退職して、主夫兼メッサー・ジンジャーとして生きてきて、連れ合いが市長を相手に、裁判の原告に:「歌詞を書いてくれたら、うた作るわ:」と言って、少し原詞を補足して作ったうたが「スタンダップ」でした!

公務員が首長を訴える:僕も、経験しました。国道26線で唯一トンネルがあるところをみなさん御存知でしょう。そのトンネルは僕が就職して2年目に、施設内を通る国道工事の計画がわかり、知事さん相手に、計画変更を裁判所に組合として訴え、国が和解案としてトンネルにしたのです!黒田了一知事は2度現場に来てくれました。そんな経験もあり「スタンダップ」も北は秋田から南は沖縄まで連れ合いや原告のみなさんと、訴えと一緒、何回うたわせてもらったかわかりませんくらい、声の続く限りうたわせてもらいました!ほんとに、思想信条の自由を守らないと民主主義は守れません!これからも機会のある限り、声の続く限りうたわせてもらいます!本当にありがとうございます!

いました。それから、この裁判に関わられたみなさんご苦勞様でした!

大阪高裁判決概要……（第1審との対比含）

思想調査アンケート国賠訴訟弁護団事務局長 弁護士 西 晃

第1 アンケート実施主体論・調査チームの独立・中立性に関して

本件職員アンケート調査の実施主体は大阪市であり、またいわゆる調査チームは、大阪市から独立していたとも、中立であるとも認めがたい（控訴審判決34頁）。…第1審と同じ判断。

第2 本件職員アンケートの目的・必要性・相当性に関して

「大阪市による本件アンケートの実施は、これを行う必要性と正当性を認めることができ、またその質問に対する回答についても、業務命令をもってほぼ全職員を対象として行うことについても、一応の合理性を認めることができる」（控訴審判決31頁）

c f 第1審の判断「本件アンケートを実施する必要性が全く存在しなかったとは言えないものの、職務命令をもってほぼ全職員を対象に網羅的な質問を内容とするアンケート調査を実施しなければならない必要性は乏しいものであったということが出来る」

との判断部分を変更している。
また、本件アンケート調査の相当性に関しては「**大阪市が職員宛市**

長メッセージを添え、本件業務命令をもってしたことそれ自体は、相当ではない（**不相当**）」との1審判断を踏襲する。

ただその後で、「本件調査チームが、その調査を実施する方法の選択に当たっては、合理的な裁量を有するといふべきであるところ、本件調査チームが大阪市における労使関係等の調査方法としてアンケートという手法を選択したことそれ自体は問題であったとも、不相当であったとも認められない。」として、「職務命令を背景にしたアンケート手法は不相当」との1審判断に比較すると力点が「アンケートという手法それ自体は相当である」という点に置かれて（変化して）いる。

第3 個々のアンケート項目の違憲性・違法性判断について

1 労働基本権侵害（憲法28条）であると判断された質問項目（Q 6、16）

Q 6 大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動への参加の有無を質問するアンケート項目

Q 16 組合加入の有無を質問するアンケート項目

2 プライバシー権侵害（憲法13条）であると判断された質問項目（Q 7、9）

Q 7 直近二年間の特定の政治家を応援する活動への参加の有無を質

問するアンケート項目

Q9 いわゆる「紹介カード」配布・受領の有無を質問するアンケート項目

c f 1審判決では違憲(労働基本権侵害)と認定されていたQ21(組合費の用途を尋ねるもの)に関しては、「違憲とまではいえない」として、今回の大阪高裁判決では合憲とされた。

：違憲とされたアンケート項目が第1審5個↓控訴審4個となった。

第4 本件アンケート調査実施の国賠法上の違法判断について

(今回の判決の中核的部分)

「…市長は、その地位に基づき、大阪市の職員に対し職務命令を発出する権限を有しているが、いかなる内容の職務命令であっても発出できるものでないことはいうまでもなく、その発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の権利を侵害することがないようにする職務上の注意義務を負っているというべきである」

そうであるにも関わらず今回の職員アンケート調査では「橋下市長は、その内容を確認し、内容を修正・変更するなどの措置を講じることなく漫然と本件職務命令を発出したものであって、職務上の注意義務に違反していた」

橋下市長には過失も存在するのであって、大阪市は国家賠償法1条1項に基づき、本件アンケート調査によって原告らが被った損害を賠償するべき責任を負う。…第1審と同じ判断。

第5 損害について

前記の通り、本件アンケートは原告らの憲法上の権利を侵害する設問を含むものであったところ、原告らは本件アンケートへの回答を義務付けられるとともに、正確な回答をしなければ処分の対象となり得ることが明示されたことから、回答するか否かの心理的葛藤が生じ、回答した者も、回答しなかった者も、いずれも(59名の原告全員が)精神的苦痛を被ったことが認められる。

その余の諸事情をも考慮して、原告らに生じた精神的苦痛に対する慰謝料としては金4000円(十弁護士費用1000円)合計一人5000円が相当である。…基本的に第1審と同じ判断であるが、違憲とされた項目が一減ったことにより慰謝料の金額が5000円↓4000円となった。

(結論) 大阪市は原告59名全員に対し一人5000円(十利息)を支払え。



声 明

- 1 本日、大阪高等裁判所第2民事部（田中敦裁判長）は、橋下徹前大阪市長が、2012年2月に実施した「労使関係に関する職員アンケート調査」について、これが職員の団結権を侵害し、また、プライバシー権を侵害する違法行為であると認定し、国家賠償請求を認容する判決を言い渡した。
- 2 判決は、①組合活動への参加の有無及びその態様を訊く質問（Q6）、組合加入の有無及びその理由について訊く質問（Q16）について、憲法28条の団結権を侵害するとし、②特定の政治家を応援したか否か及びその態様を訊く質問（Q7）、「紹介カード」配付を受けた事実の有無及びその態様を訊く質問（Q9）について、憲法13条のプライバシー権を侵害すると判断した。

そして、アンケートへの回答を求めた以上、橋下前市長には、アンケートが職員の権利を侵害しないよう確認すべき注意義務があるところ、違法な質問によって職務上の注意義務に違反し、国家賠償法上の違法行為を行ったとして、原告一人あたり金5000円の損害賠償を認めた。

もっともこの判決が、1審で団結権侵害が認められていた組合費の用途に関する認識を訊く質問（Q21）について、質問によって組合員が組合費の用途に不明朗な点があるとの印象を抱いたとしても組合の自治により解消すべき問題として、組合を弱体化させるものとはいえないとして団結権侵害を否定したことは、大阪市の不当労働行為意思に目をつぶるものであり、この点は強く非難するものである。

- 3 本判決の意義は、橋下前市長が、大阪市職員の憲法上の権利を違法に侵害したことを明確に認め、その違法行為を1審に引き続いて断罪したことにある。日本国憲法は、権力者により国民の自由・権利が不当に侵害されないよう、その行為に縛りをかけているが、本判決は、不十分な点はあるものの、この立憲主義という憲法の本来的役割に立ち返った判決であるといえることができる。

職員は、本件アンケートを強制されることで、自らの自由・権利と自らの尊厳を守りたいという思いと、回答しないことを理由に懲戒処分が付されるかも知れないという恐怖の中で、さまざまな葛藤と痛苦を受けた。橋下前市長、吉村市長らは、この判決を受けて自らの行為の誤りを認め、本件アンケートの対象となった全職員に対して真摯な謝罪を行うべきである。

- 4 橋下前市長は、就任直後から、労働組合を敵視し、職員を統制しようとしてきた。その手段として行われたのが、組合事務所の明け渡し請求、便宜供与の全面禁止などであり、その多くは裁判所や労働委員会で違法、不当労働行為との認定を受けている。

一方で、橋下前市長は、職員の労働条件を悪化させ、また、市民サービスを切り下げる施策を次々と打ち出してきた。橋下前市長の違法で強引な手法は、結局は市民の暮らしを切り捨て、権利や自由を押しつぶす役割を果たしているのである。

原告団・弁護団は、こうした橋下前市長の真の狙いを暴露し、職員個人の自由・権利のみならず、市民の暮らしや、その自由・権利を守るためにも、さらに一層、奮闘するものである。

2016年3月25日

大阪市思想調査国家賠償請求訴訟原告団
同弁護団

声 明

思想調査アンケート裁判、勝利判決を受けて

3月25日に大阪高裁は、橋下前大阪市長が就任直後の2012年2月に教育委員会を除く、全職員34,000人を対象に実施した「労使関係に関する職員アンケート調査」（思想調査アンケート）について憲法違反のアンケート調査であること、実施したのは大阪市と橋下前市長であると認定し、組合員の原告59名に対して損害賠償を行えとの勝利判決を下しました。

勝利判決は、橋下前市長が職員に対し業務命令で回答しなければ処分すると脅し、回答しない職員に対して上司からの執拗な説得工作が行われたこと、その結果、職員に精神的苦痛を与え職場を混乱させた事実を見るならば当然の判決と言えるものです。

この思想調査アンケートは、内心の自由を奪う人権無視のもので憲法違反、との全国的批判の広がりにより、中止となりました。しかし、橋下前市長は反省することなく、2012年5月に全職員に対し「入れ墨アンケート調査」を実施、回答拒否者に対しては、「市長命令に従うかがアンケートの目的」と提出を強要してきました。まさしく思想調査アンケートは、市長に服従するかどうかの「踏み絵」として実施されたものです。

市労組は、橋下前市長と大阪市に対して、59名の原告（組合員）だけでなく、「処分」と言う市長命令に苦しんだ多くの職員と職場を混乱させたことに対して深く反省し、市民と職員に謝罪することを強く求めてきました。

思想調査アンケートは、橋下前市長が「民意を語れるのは選挙で選ばれた市長だけ」「市役所の組織で、市長の顔色をうかがわないで誰の顔色をうかがうのか」「公務員の組合をのさばらしておく国が破綻する」「市民感覚に合うように労働組合を是正する」などの発言を繰り返し、職員には思考停止を求め、労働組合には攻撃し弱体化をすすめることで、大阪市役所を市長命令に絶対服従する上位下達の統治機構に変え、憲法無視がまかりとおる首長独裁の自治体づくりをすすめるために実施されたものです。

その後、橋下前市長のもとで執拗な公務員バッシングと労働組合への攻撃が行われるなかで、「職員基本条例」「労使関係条例」「政治活動規制条例」などの憲法違反の条例が制定されました。条例の下で職員、労働組合への権利侵害が続けられています。そして、この憲法違反の条例は、市政改革プランによる市民への負担強化や「なんでも民営化」のもとでの地下鉄売却、病院、保育所、幼稚園潰しなど、市民、職員犠牲の市政を押し付けるための「ブラック自治体」としての役割を果たすものとして作用しています。

市労組は、勝利判決を大きな力にして「憲法が生きる自治体を」めざして奮闘します。そのためにも憲法違反の条例を廃止させ、大阪市役所から権利侵害をなくすために引き続き取り組みを強めます。

さらに、組合事務所退去通知に対しては、「中労委命令守り不当労働行為を是正せよ」の声を広げ、「最高裁は、上告書を受理せよ」のたたかいを全国の仲間の支援のもとで続けています。「憲法28条（団結権）守れ」のたたかいは、全国の労働組合に影響するものです。引き続きのご支援をお願いします。最後に、全体の奉仕者として職員が生き生きと市民のために働くことのできる自治体づくりをすすめ、「おおさか維新」のすすめる憲法無視の自治体破壊をストップさせる活動に全力で取り組む決意です。

2016年4月13日
大阪市役所労働組合

59名の原告の陳述書より（抜粋）

🐻 民営化を市民に知らせないため、「処分」で職員を脅し実施したアンケート

管理主任から「処分になったらアカンから書いてなあ」と話があり、「処分」と聞いてやはり何かおかしいと思った。妻と母と3人暮らし、私一人の稼ぎに生活がかかっている、クビになったら、恐怖を感じました。下水道事業については、事業民営化に伴い職員を民間企業に転職させる計画。職員の働き方や市民の暮らしにとってどうなのか全く意見が聞かれず、民営化がすすまっています。 N・I

🐻 これは踏み絵だ

4年前の2月のある日、知り合いの所長から「大変なものが来ている」と連絡があり、急いでパソコンのメールを見た。そこには「思想調査アンケート」が…。見た途端これは戦前であった「踏み絵」じゃないか？目の前が真っ暗になり、心臓がドキドキしたことを今でも鮮明に覚えています。また、保育所の所長として職員にアンケートを配布し、回収しなければならぬ

という二重の苦しみをも味わいました。

🐻 「鳥肌が立つ」思い

アンケートは庁舎内パソコンで個人宛てに送信されていました。項目を埋めていかないと先へ進めない様式になっていました。第一印象は、鳥肌が立つ思いでした。それは、①職員の内心に土足で踏み込んで、あるいは無理やり手を突っ込んで、強制的に告白を求めていること、②職員の組合活動や政治活動を「悪」とする視点に立ったうえで、組合への考え方や参加について問っていることです。 S・W

🐻 今の時代にこんなことが…恐ろしさに身体が震えた

「処分」という言葉にすぐく動揺しましたが、アンケートは出したくありませんでした。橋下市長のもとで、保育所ではボールにこののぼりを上げられなくなり、代わりに目の丸が上がるようになりました。「ごもたちの未来のために」という思いで、裁判に立ち上がりました。

戦前のように物が言えない時代に逆戻りさせるかのような、こんな危険な動きを止めさせるために頑張ります。 M・M

🐻 「ホンマに出してよかったのか」
—— 悩む日々

アンケートを一回出したけど、その後「ホンマに、これでよかったのかなー。うーん何かちがうねん。何か変やねん。なんでやろう？なんか苦しいなー」でも、生活かかっているもの」と思い悩み、自己嫌悪に陥りました。提出までの短い期間のギリギリまで悩んで、子どもに口だけ偉そうに言う生き方はしたくないと思うと同時に、私には支えてくれる仲間がいると思ったり、アンケートを手元に戻すことができました。 J・D

勝訴

保育士としての39年間を否定され、最後に汚点を残され、悔しい！

私は次の年に定年退職を迎えるが、処分されたら、退職金もなくなるかもしれない。娘と二人で生活しているが、退職金はない、次の就職もできないとなれば、生活ができなくなると思いました。退職直前に、処分の不安と引き換えにこのようなアンケートの提出を迫られたこと、提出せざるを得なかったことは、私の保育士としての39年間を否定され、最後に汚点を残されたような気がして、悔しく、残念でなりません。

T・W

考え悩みぬいた末に提出しないことを決めた

母となった30年前の卒園児に出会い、「お変わりなく、仕事を続けてはるんですね。先生大好きでした。お会いできてうれしいです」と声をかけられ、喜びでいっぱいになりました。成長した子どもたちと出会うたびに、定年まで続けようとパワーをもらってきました。子どもにも自分にも嘘をつかずに、最後まで誇りを持って保育士生活を送りたい。そのためにも、考え悩みぬいた末に提出しないことに決めました。

T・O

家族にも実物を見せ相談

夫は、民間企業で組合差別にあつて、好きな仕事ができない経験をしたと心配。こどもたちも「大学やめなあかんな」と言いました。住宅ローンは半分ぐらい残っていましたし、家族の心配は良く理解できました。しかし、本当にこんなことがまかり通れば、私たちの人権が守られるどころか、もっとひどいことになってしまふのではと思いました。だんだん職場では自由な会話がなくなっていました。

T・T

両親に迷惑をかけるのか…今でも思い出し悔しい

実家の両親にも何度か相談しました。両親は決して答えを出さず、いつも私の決断を尊重してくれれます。逆に、「仕事がなくなったら、しばらくは力になれるから」と私を励ましてくれました。そのことでさらに胸が苦しくなりました。本当は、高齢の両親をこれから私を支えるはずだったのに、また迷惑をかけてしまうのか、と思うと情けないし、悔しいしで、どれだけ泣いたかわかりません。今でも思い出すと悔し涙が出ます。

Y・S

権力者が人の心を踏みこむようなことをしてはいけない

保育士の仕事をしていく中で、子どもがかわいくていとおいしいものだということを実感するようになり、保育の仕事の魅力を日に日に感じてきました。保育士として最初に担当した子どもたちは、今では45歳になっています。多くの子どもたちの笑顔と一緒に仕事をしていたことは本当にやりがいのある仕事でした。そんな思いを踏みにじったのが、思想調査アンケートなのです。

H・K

管理や統制が強まり、自由な発言ができなくなる

私にとって最後の職場は、自由にモノが言え、分かり合える職場でした。しかし、そんな職場にも少しずつ管理や統制が強まり、行事が縮小されたり、自由な発言ができなくなってきました。組合のビラを配布することも制約されるようになってきました。私は保育の現場では子ども一人ひとりが伸び伸びと自由に発言することが保障されなければいけません。その為に保育士の人権が守られなければならないのです。

T・T

🐻 提出しないことを決めた理由

締切日まで、白紙で出すか提出しないか迷いました。提出しないと所長にも迷惑がかかるのではと思いました。私は憲法や法律を守って保育業務をするのが「仕事」だと思います。子どもたちには、ルールを守るように指導してきました。そのルールから外れたときは「こつちが正しいよ」と声をかけるでしょう。子どもたちに「違つよ」と声をかけている私は、憲法違反のアンケートに答えることはどうしてもできませんでした。

S・H

🐻 選挙で選ばれたら何をしてもよいのでしょうか

私は37年間、まじめに働いてきたのに、アンケートを出さなければ処分される。処分される不安を抱えたまま、暗い気持ちで退職の日を迎えました。思想調査アンケートは無効になりましたが、市民に向けても、私たち職員が本来の職務に専念していくのに大きな支障をきたしました。選挙で選ばれたら何をしてもよいのでしょうか。市民に向き合って真摯に働いている職員を探り出し、処分するような行為は許せません。

A・Y

🐻 本当に処分されるかもしれない

市長が自分の思いと違うことを口にした人間に対し、徹底的に攻撃する場面を見聞きしてきたので、本当に処分されるかもしれないと思いました。上の子は大学生、2番目の子ども進学を希望していました。やりたいと思うことをやらせてやりたい。ここで処分されたら、と悩みました。市長が誤りを認め、二度と同じようなことを起こさないためにも、裁判でしっかりと審判を下してほしい。

M・K

🐻 今でも傷つき迷い、葛藤した時間は忘れることができません

私は、保育所長として職員にアンケートを下さ立場でした。子どもたちや支援が必要な家庭に対して一生懸命に、時間外労働もいとわないうでがんばっている若い保育士たちに、踏み絵を踏ませるような仕打ちはおかしいし、橋下市長がこんな不条理なことをするなら、私に何ができるかと悶々と悩みました。保育士たちからは「内容がおかしい！なぜ今、こんなアンケートがされるのか！」という声がたくさん上がりました。

Y・O

🐻 このアンケートは「おかしい」

私は保育士として、常に「仕事（子供たち）に誠実であること！」を目標にやってきました。しかし次々と子どもや保護者に悪影響のことがばかり提案されます。せめて現状を維持したいとの思いで支部の執行委員をしてみました。アンケートを読み、「何、これ？こんなん出さなあかの？」と感じました。組合に誘った人の実名を求められたことに引つかりました。保育士の仕事に全く関係のない事ばかりだと思いました。

T・Y

🐻 今後のことを考えると不安だらけ

事務所の所定の封筒には、提出したら自分の名前の欄に「〇」を記入するようになっていました。私は、アンケートを提出しないと決めたものの、やっぱり処分という言葉に、今後のことを考えると不安だらけでした。後一年で定年を迎えるのに、クビになったら、退職金もないのか。夫は病気で娘二人もパート勤務。生活の不安がずっと付きまとっていました。深夜目覚めると、アンケートのことを考えている自分がありました。

Y・K

提出しないと処分はアンケートではない

「アンケートなのに、提出しないと処分するというのはアンケートではないな」とまず思いました。保育士は紙で回答する、絶対上司は読むだろう、秘密にはならないと思いました。「真実を報告すれば処分はしない」と甘い言葉で、組合活動を誘った人を密告させることはおかしいと思いました。労働組合活動や政治活動がそもそも違法行為とみなされ、自分が正しいと考え、法律を守り活動してきたこと否定されたと感じました。 S・H

夫婦二人とも処分されたら

私は、夫も市の職員で、5歳の長女と次女を妊娠中でした。夫は「出さない」といったので、私も決意しましたが、二人とも処分されたらどうするのか、その時は思考停止になり、深く考えられませんでした。締め切り後に、本当に辞めさせられたらどうなるのか何度も不安に思いました。なぜこんなに迷ったり、不安な気持ちにさせられたのか、腹立たしい思いと同時に、橋下市長が職員を信頼していないことを悲しく感じました。 A・Y

アンケートがなければ、普通に過ごしていたのに

「処分」の二文字が常に頭に浮かび、保育士の誇りある仕事を続けられるのかという不安に駆られました。「凍結」というニュースは、悩んだ時間がそれで終わってしまう。「悩んだ時間を返してほしい」と悔しい気持ちになりました。しかし未提出者には、何らかの「処分」が言い渡されるかもしれないという不安は常に付きまわっていました。廃棄されてからも、組合つぶしの市長や当局の言動があり、急に不安に襲われます。 M・K

多くの職員を悩ませ、傷つけたことを謝罪してほしい

業務命令として、絶対に応じなければならぬと強制し、応じなければ処分するというのですから、このような憲法違反のことを平気で行う市長の感覚や知性のなさに呆れ、怒りを覚えました。アンケート用紙が配布されてから、回答期限まで時間がなく、所長から「早く提出するように」と言われ、多くの職員は意見交換したり、相談する時間的余裕もなく、考え悩む時間もないまま提出することを余儀なくされました。 Y・O

上から言うてくることに反対できなくなっている

政治活動や組合活動について、他人の名前を書かされるといふことに、背筋の凍る思いがしました。他の組合に入っている同僚が、「家に持って帰って相談した。こんなに悩んだのは初めてや」と言っていました。私以外の同僚は所長に提出を催促され、結局私以外の人は全員がアンケートを提出しました。多くの人がアンケートを提出したように、大阪市では、上から言うてくることに反対できなくなっていると思います。 T・Y

若い保育士が、悩んだとき相談できる場（組合）を守りたい

私は、保育の現場の現状を変えたい、親の声が届く保育行政にしたいと思つて、保育士を続けてきました。そのことを続けられたのは労働組合があったからです。労働組合を否定することは、私の生き方を否定されたのと同じです。保育の現場を良くしたい、親の声が届く保育行政にしたいと、保育士を続けてきました。続けられたのは労働組合があったからです。労働組合を否定することは、私の生き方を否定されたのと同じ。 Y・K

🐻 休憩時間でも組合の話はしないようになった

アンケートの提出期限日、所長が「アンケートを出して」と回収に来ました。「出させんと」と「再度確認します。提出しないと処分をわかっているんやね」と言われたので『はい』と返事をしました。アンケートは、「労働組合の活動、イコール犯罪」を思わせる設問になっていました。職場では自粛どころか、触れてはいけないもののように刷り込まれてしまい、休憩時間でも組合の話は、一言もしないようになりました。

H・K

🐻 子どものことを考えると涙があふれてくるばかり

印刷されたアンケートが一人一人に渡され、こんなものを本当に書いて提出しないといけないのかという暗澹たる気持ちでした。思想や考え方がエックされ、処分される時代が来てしまった。そんな風にならなかってしまい、その中で生きていかなければならないことがとても怖かったです。私がこれまで保育士を続けてこれたのは、家族の支えがあったから。処分されたら、これまで我慢させてきた二人の息子に申し訳がない。

E・Y

🐻 市民のために仕事をしているのであって、市長の言いなりになるために仕事をしているのではありません

橋下市長は何をするかわからない、このアンケートを提出しないことで、仕事を失うかもしれないという不安がありました。私は大阪市の公務労働者として、市民、子供たちのために働いてきました。それを、後から大阪で働くことになった市長が、自分の権利を振りかざして職員を言いなりにしようとしていることが許せません。

J・A

🐻 私たちはただ、市民のために仕事をしたがりたいだけ

布団に入るとすぐに眠りにつくけど、2時間もすると目が覚め、いろんなことが頭の中でぐるぐるまわり、ますます不安神経。私は保育士として、「こんな素晴らしい仕事はない」と保護者や子供たちに感謝の気持ちでいっぱいです。子どもは手がかかるけど、未来に向かって生きる力を出し続けているのです。そんな手助けになれる仕事に、誇りを持っています。アンケートは保育士として、大阪市職員としての誇りを傷つけました。

Y・K

🐻 職員にきちんと謝罪して、二度とこのようなことはしないと約束してほしい

万一処分されるようなことがあれば、公務員として、これまで処分の一つさえなくまじめに勤務してきた誇りも失ってしまいます。アンケートについて、職場の中では、みんな悩み、言いたいことはいっぱいあるはずなのに自由に言えない、そんな雰囲気生まれ、職場の信頼関係も失われていくように思いました。アンケートは破棄されましたが、一切謝罪もありません。形を変えてまた利用されるのではないかと不安に感じました。

E・H

🐻 憲法を守ることは、子どもの未来を守ること

はじめに橋下市長のサインがある一枚目の文章に、驚きとあまりの暴挙に怒りを感じました。私は処分イコール首であり、橋下市長ならやりかねないと思いました。人権をないがしろにし、真面目に働き、暮らす労働者とその家族の人生を変えてしまうもの。憲法のある国でこんなことは許されるはずがありません。勤務中にふと子供の笑顔を見ながら、「いつまでこの場にいられるのか」と急に不安に襲われたりしました。

K・Y

🐻 私たち職員が感じさせられた苦しい思いに対して、きちんと謝罪してほしい

組合に「誘った人」を密告させるような質問もありましたが、今までお世話になった先輩たちの名前を書けるはずがありません。アンケートを出さないということ、所長にいつどのよう伝えようか、ずいぶん悩みました。私が出さないことで、所長にも迷惑がかかるのではとも考えました。アンケートは破棄され、アンケートはなかったように、だれも口に出しませんでした。でも私はなかったことにはできないと思います。

K・N

🐻 物言わない職員づくりでは何でも話し合える保育所職場はできない

家族もまた、アンケートへの提出をめぐって悩まされ続けました。結局アンケートは、「凍結」・廃棄され、提出しなかったことにより処分を受けることもなくなりました。しかし、市長からは、何の謝罪もありません。それぞれ、次々に職員を締め付けることを行っています。職員アンケートを皮切りに、職員基本条例、政治的行為制限条例・労使関係条例と、職員を規制し、物言わない従順な職員づくりを推し進めています。

M・Y

🐻 職員を大切にすることが市政をよくする

私の職場では、私だけがアンケートを出していないので、特別な見方をされるのではないかと不安な思いもありました。私は大阪市長の名のもとに、我が物顔で市政を動かそうとする橋下市長が許せません。職員アンケートは、誤りであったと素直に認め、自分が間違っていたと職員に対し示してほしいと思います。職員を大切にすることが市政をよくすることにも繋がると思います。橋下市長から謝罪の言葉を頂きたいです。

K・H

🐻 首になどなりたいたいわけがない

アンケートを出さないという選択もあることがわかり、「私は出さない」とひそかに決意しました。「たとえ首になっても、私一人なら何とか生活できるのでは」との思いがあったからです。とは言え、もちろん本心では首になどなりたいたいわけがありません。これまで骨身を削るようにして働き続けてきたことを言えば、警察にお世話になるような犯罪を犯したわけではないのに処分され職場を去るなど、考えたくもありませんでした。

M・M

🐻 もとの平穏な気持ちで仕事を続けていければ

平然とこのようなアンケートをとるのは許せないと感じました。即座に、こんなアンケートは書けないと思いました。しかし平気だったわけではありません。職場の机にしまい込んで、見ないようにしていました。その後は、自宅に持ち帰り、今でも机の奥にしまい込んで、見ないようにしています。アンケートが実施されたという事実自体がなくなり、もとの平穏な気持ちで仕事を続けていければ…という気持ちです。

E・H

🐻 労働組合がアンケートの憲法違反を明確にしてくれた

市労組より、私の思いに沿う、確信が持てる連絡があり、私は不提出を決意しました。家族にも相談しましたが、大阪府に勤務する夫には、「業務命令ならば提出した方が良い」と言われました。そんな私の思いを最後に払拭してくれたのも、やっぱり労働組合でした。職場にいた市労組の仲間が組合に連絡を取って、アンケートの憲法違反を明確にしてくれたのです。私はやっぱりアンケートを提出しなくて良かったと思っています。

Y・S

先輩に「裏切った」といわせたアンケートが許せない

私はその当時、分会長をしていたのでいろいろ相談を受けました。先輩から電話があり、「アンケートやっぴり出した。ごめんね。裏切って」その言葉を聞いて「裏切ったなんて言わんといてー今までいろんな事いっぱいやってきた仲間やのに、そんな言葉いわんといてね」と伝えながら、頬に涙がこぼれてきました。大好きな先輩にそんな言葉を言わせたアンケートがホントに許せませんでした。 K・I

子どもたちにとって最善なことは何かを考えずして誰のための保育なのか

保育所のあり方や子どもたちの環境・成長を考えると、今の政治にも目を向けていくのは必然です。選挙があれば、職場の中で当然その話題が出てきます。けれど、アンケートでは、職場で選挙のことが話題になったことがあるかどうかと問われ、そのことがあたかも違法であることのような印象づけがなされています。私たちは政治のことを考えてはいけなのか、と強い憤りを感じずにはいられませんでした。

M・M

アンケート実施以降、自分の思いをストレートに出せない

よりよい保育の実現のために、職員や保護者と共同して子どもたちのために働くことができなくなっているように思います。私自身も、市民（保護者や子ども）のため、職員やいろいろな人とともに手をつないでいきたいと思っていますが、このアンケートが処分をちらつかせて実施されたため、それ以後、自分の思いをストレートにぶつけられず様子を伺いながら仕事をしています。 M・U

思考停止状態のようになってしまふ怖さ

所長に「出しません」と申し出るのも私にとっては勇気が必要で、前日から緊張しました。「あなたが自分で決めて出さないんですね」と念を押されて、覚悟を確認されるようで、とても強いプレッシャーを感じました。いつもは「人権」ということに敏感な方だと思っていた保育所職場でも、業務命令と言われると、みんなが思考停止状態のようになってしまつことに言い知れぬ怖さも感じました。 S・K

S・K

子どもたちやお母さんたちに申し訳ない

アンケートの以前に、「公立保育所の存在意義を職員で考え、みんなで努力しよう」と意思統一し、向かおうとしていたところだったので、こんな職員間で密告しあうような、見張りが合うようなやりかたは、職員の分断だと憤りを感じました。こんな憲法違反を通したら、保育所の子どもたちやお母さんたちにも、同じことが起きてしまう。わが子も、保育所の子も守れない。子どもたちや、お母さんたちに申し訳ない。 M・E

M・E

保育は人が相手の仕事です

私は保育士として、子どもの笑顔をなくさないこと、保護者と一緒に子どもの成長を喜びあうことを大事にして働き続けてきました。保育は人が相手の仕事です。人と人がコミュニケーションをとりながら、意見の違いはあっても、互いの思いを尊重しあって、進めていかなければなりません。橋下市長には、そんな保育の職場で自分の思っていることを言えなくし、苦痛を受けた職員に直ちに謝罪をしてほしいと思います。 M・K

M・K

組合の仲間がいたことでアンケートを出さない決断をする

子どもたちに正しいことは正しいと、間違っていることは間違っているという自分の思いをはっきり話すことの大切さを日々伝えてくる私が、このように思っているならならぬとも思いました。もし私が一人だけだったら、「おかしい」とは思いながらもアンケートにこたえていたかもしれない。組合の仲間がいたことで、おかしいこととはおかしいとアンケートを出さない決断をすることができました。

N・N

アンケートを提出してから苦しい思いは一層大きくなった

アンケートを提出してから、しんどい、苦しい思いは一層大きくなりました。アンケートを提出したものの、1枚目しか書いていないのだから、アンケートには応じられないという意思は表示しているという気持ちと、「提出してしまった。提出しないで頑張っている人もいるのに、私は仲間を裏切ってしまった」と自分を責める気持ちが大きくなっていました。組合に顔をだすことも気が引けて、引きこもりがちになりました。

H・Y

ミニ橋下がもっと職場で増えてくる

4月に異動してきたばかりで仕事の進め方がよくわかっていない管理職が、いつも親切に教えてくれる若い職員に自分の担当する仕事を押し付けようとしたのです。自分の仕事だけでなく管理職の仕事まで押し付けられようとした職員は、理を尽くして説明していましたが、その管理職はその説明を遮って「これは業務命令である」と言い放ったのです。私は「あつ、ミニ橋下が現れた」と思いました。

M・K

職場をあげての圧力がかかっていた

アンケートを提出したかどうかを総務課がチェック票で確認し、報告するようになっていました。副区長兼総務課長名で「労使関係に関する職員のアンケート調査について」として各職員宛に配布され、「労使関係に関する職員のアンケート調査実施報告票」を課名・氏名を記入して提出するようになっていました。一人ひとりが提出したかどうかチェック、上司もアンケートを出すよう迫る、職場をあげての圧力がかかっていました。

T・K

職員との人間関係を自由に形成していく自由が奪われている

全く職場に関係のない、また個人の自由・プライバシーに関することを業務命令によって強制したという事実そのものに強い苦痛を感じましたし、私自身の職員との人間関係を自由に形成していくという自由そのものが奪われていることに対し、強い憤りを感じています。組合活動や政治的な活動への支障、さらに社会的に批判を浴びても開き直り、さらに職員の人格的統制を強めるという行為によってさらに傷ついています。

M・S

まともな職場を返してほしい

「労働組合は悪いことをしていたんだから、アンケートが違法でも問題ない」という大阪市の主張には呆れます。職場では「法令順守（コンプライアンス）」が嫌というほど職員には徹底するように周知しているのに、自ら法令を順守しないとはあきれ物言えませぬ。悪いことをした大阪市には、まず謝っていただきたいことです。

それから、職員が自由に物が言える、まともな職場を返して頂きたいです。

T・Y

🐻 弁護士の身分でありながら弱者をイジめることは許されない

もともと胃の調子はそんなによくないのですが、当時は胃がむかむかして重かった。むかむかはアンケートが廃棄になるまで続きました。怒りの感情が強くなりました。市長という権力をもってマスコミをバックに酷いことをすると思いました。弁護士の身分でありながら弱者をイジめることは許されないと、腹が立つのと同時に、周りの職員が自己主張できず不本意ながら回答させられている様子を見ることが辛かったです。

K・M

🐻 人間関係をスムーズに作れない

この思想調査をきっかけに、労働組合に対する拒絶反応や、市政を批判し、自らの労働条件の向上を求める活動や、市民の暮らし・福祉を充実させるための取り組みなどに職員が参加することがより抑圧されるだろうと感じました。「誰が誘ったか」などを答えたか否かなどで職員同士が疑心暗鬼になり、人間関係をスムーズに作ることができなくなることに、これも私の活動にとって大きなダメージとなりました。

N・N

🐻 戦争へと繋がりがねない思想・人権・人格を脅かす思想調査アンケート

このアンケートは、絶対に憲法違反である、戦争へと繋がりがねない思想・人権・人格を脅かす思想調査アンケートには、断固として応じることができないと考えました。これががこのアンケートを提出しまいと決意した理由でした。

思想調査アンケートが憲法違反であり、許すことのできないことであることを、これまでの人生経験から訴え橋下市長に謝罪を求めます。

T・K

🐻 管理職も職員も良心の呵責や葛藤をしていた

所長も、市労組の組合員である私がこんな思想調査アンケートは出さないのではないかと分かっていたかも知れません。それでも、管理職である保育所長として、私にアンケート用紙を渡さない訳にはいかなかったのでしょうか。こんな思想調査を実施させられる管理職も、回答を強制される職員も、それぞれが良心の呵責や葛藤をしていたと思います。

M・A

🐻 職場の周りでは「ださなあかんのやろう」とつぶやきながら記入

二人の方が、事務所でアンケートに向かっていました。「ださなあかんのやろう？」とつぶやきながら記入していたので、「私は出さないよ!」と話しましたが、やはり「ださなあかんやろう」と言いながら、長い時間かかって記入していました。勤務時間内には記入できず、時間外に残って記入して帰ると言っていました。

A・I

🐻 思い出したくない過去のことを思い出さざるを得なかった

私は、プライベートなことまで今回のアンケートに一度は書きましたが、その際に、自分では思い出したくないし、それまで忘れていた過去のことを思い出さざるを得ませんでした。また、私は、アンケートを書いた日以降、どうしてあんなプライベートなことを書かなければならなかったのかと思うと、現在も腹が立つて仕方がありません。

M・A

🐻 アンケートの提出を拒否するためには覚悟が必要だった

処分を覚悟し、回答を拒否。しかし、私の行動が家族、特に子どもたちに影響するのではないかと不安な気持ちで毎日を過ごしました。アンケートが破棄され、次に「入れ墨調査」が実施。「入れ墨をしているかどうか」が問題でなく、回答することが問題」「職場のマネジメントは市長の命令に忠実に従うこと」と答えた局長。アンケートと同じ、市長への服従を迫り、物言わぬ職員を作り出すことが狙いだと感じた。

H・T

🐻 自分の生き方を土足で踏みじられた感じがした

今回、大阪市が行った思想調査アンケートは、市職員が市政について考えることや語ったりすること、労働組合として市政の問題に取り組むことは全て違法であり、「悪」であるかのよう

に決め付けた中身でした。アンケートの項目一つ一つに目を通すだけでも苦痛で、自治体職員として市民のための仕事をしたとい一生懸命がんばってきた自分の生き方を土足で踏みじられた感じがしました。

T・N

🐻 悩みを話し込んで出ない結論

私は、アンケート配布当日に書き上げられず、市労組の友人一人に電話して相談しました。その友人も内容がおかしくても業務命令であるから拒否はできないのではないかと悩んでいました。私は、市労組の支部の分会長にも電話しました。しかし、内容がどうあれ、業務命令であること、処分対象になることから、いくら悩みを話し込んで、どう対処したら良いのかの結論は出ませんでした。

M・N

🐻 市長の意に反する職員のおぶり出し

その後も、橋下市長は、労使関係条例の提案や、入れ墨アンケートなど、職員を統制するためのさまざまな行為を行い続けました。橋下市長にすれば、本件アンケートを中止したのは不本意なことで、いつでも機会があれば、市長の意に反する職員のおぶり出しと、これに対する不利益な取り扱い、ゆくゆくは大阪市役所からの追い出しを考えていると思います。

Y・A

🐻 自分の生き様が否定されてしまう

配られた見本に目を通しましたが、このアンケートは憲法違反であると強く感じました。こんなアンケートには回答できない。回答するこれまで私が組合活動を通じて、憲法を守り、市民や職員の権利を守り、民主的な職場を作っていくと職場の仲間へ訴えてきた自分の生き様が否定されてしまったと感じました。

T・K

🐻 組合運動を抑圧しようとする危険な意図を感じた

「正確に回答しなければ処分する」と恐ろしいことが書かれた、就任直後の市長の直筆入りのメッセージが始まる思想調査アンケートは、1つずつ回答しないと次の設問に移れないという巧妙な手法で作られ、組合運動に熱心にとりくむ人に対して、その人間関係や組合活動に関わるようになったプロセスをしつこく問うもので、私たちの組合運動を抑圧しようとする危険な意図を感じました。

H・E



2012年2月9日

職員各位

アンケート調査について

市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々に問題が露呈しています。

この際、野村修也・特別顧問のもとで、徹底した調査・実態解明を行っていただき、膿を出し切りたいと考えています。

その一環で、野村特別顧問のもとで、添付のアンケート調査を実施いただきます。

以下を認識の上、対応よろしく申し上げます。

1) このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。
正確な回答がなされない場合には処分の対象となりえます。

2) 皆さんが記載した内容は、野村特別顧問が個別に指名した特別チーム（市役所外から起用したメンバーのみ）だけが見ます。
上司、人事当局その他の市役所職員の目に触れることは決してありません。

調査票の回収は、庁内ポータルまたは所属部局を通じて行いますが、その過程でも決して情報漏えいが起きないように、万全を期してあります。
したがって、真実を記載することで、職場内でトラブルが生じたり、人事上の不利益を受けたりすることはありませんので、この点は安心してください。

また、仮に、このアンケートへの回答で、自らの違法行為について、真実を報告した場合、懲戒処分の標準的な量定を軽減し、特に悪質な事案を除いて免職とすることはありません。

以上を踏まえ、真実を正確に回答してください。

以上

大阪市長

橋下徹

Q7 あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動も含む。)に参加したことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

憲法が生きる自治体を求め、 大阪市「思想調査(アンケート)」裁判

本日 5月26日(月)
第10回「思想調査(アンケート) 国賠」裁判期日

■時間：午後4時～
■場所：地裁809号法廷



被告の橋下市長や大阪府は「思想調査アンケートを実施したのは野村修也(元特別顧問)であり、市長や大阪府は関与していない」と主張しています。橋下市長の直筆署名入りの文書で「業務命令」「懲戒処分」で職員を脅していたがらよく言えたものです。裁判は今年の夏から秋にかけていよいよ山場を迎え証人尋問がはじまります。

**人間の良心を踏みにじる大阪市「職員アンケート調査」
市長！あなたが謝罪するまで、私たちは許しません**

署名・傍聴・カンパのご協力を！

大阪市労働組合総連合・大阪市役所労働組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内 TEL (06)-6208-8798(代)

大阪市「思想調査(アンケート)」問題

橋下市長、中労委命令により謝罪

「ABC朝日放送テレビ」より



この中労委命令は、市労連(連合系)の申立に対して発せられたもので、市労連に謝罪文が手渡されました。この事実は積極的な意味がありますが、本来なら市民に謝罪し、係争中の裁判をすべて終えるべきです。

大阪市会が橋下市長の訴訟提起を否決し、中央委命令が確定

7月25日に開催された大阪市会臨時議会は、橋下市長が提出した中労委命令を不服とする訴訟提起を、自民・公明・みらい(民主系)・共産の反対で否決しました。討論で自民党議員から「市長のメンツのための訴訟であり、市税を使うのは適切ではない」「労使不和を続けることが市民の信頼を損ねる」との指摘がされ、共産党議員から「職員基本条例」「労使関係条例」が労使関係を歪めている原因であり「廃止して健全な労使関係を築く」ことを求める貴重な意見が出されました。

この議決の結果、中央労働委員会が下した橋

下市長の「不当労働行為」を断罪した命令が確定し、橋下市長の謝罪につながりました。

橋下市長の「不当労働行為」を厳しく断罪した中労委命令

中央労働委員会の命令は、「本件アンケート調査は、単なる情報収集を超えた組合活動に対する干渉行為に当たり、組合の組合員に動揺を与え、組合活動を萎縮させることにより、その団結を弱体化させる不相当なものであったことから、市によって行われた組合に対する労組法第7条第3号の不当労働行為であったと認めるのが相当である」と明確に断罪しています。

アンケート実施の傷跡は大きく、市長の謝罪は民主主義回復の第一歩

一方、労働委員会の命令は「不当労働行為」のみを問題にしていることから、職員の思想・良心の自由を侵害した事実について触れられていません。

大阪市役所ではアンケート実施後に「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」が制定され、職場での会話が制限され、市民の民意を汲み上げることさえ否定される状況が作り出されています。このような異常な職場の実態を改善するためにも、橋下市長が謝罪したことは第一歩ですが、本来なら市民への謝罪とともに係争中の裁判を降ろさなければなりません。

また、59名の原告が訴えている裁判は、すべての職員の思想・良心の自由を侵害し、憲法違反のアンケートだったことを認めさせる重要な意味があります。裁判提訴からすでに2年が経過し11月17日に証人尋問が行われます。引き続き、勝利判決を求めてとりくみを強めます。



憲法が生きる大阪市役所にしよう!

引き続きのご支援をお願いします

大阪市役所労働組合・大阪市労働組合総連合

2014年8月27日

高裁勝利まで頑張ります！

引き続き闘いへのご支援をお願いします。

地裁での裁判闘争のご支援ありがとうございました。

毎回たくさんの方が傍聴に来てくださり、非常に励まされました。また、全国からの署名・カンパ等、たくさんの応援に感動しました。

ここまで、たたかって来れたのも、たくさんの方々の応援のおかげだと思っています。引き続きのご支援をお願いします。

私たちは自治体職員として、

市民のための

仕事がしたいだけ

子どもたちの

命を守りたいだけ

だから

憲法を守りたい

平和がいい

子どもたちの笑顔がはじけて

お年寄りたちが

元気に暮らしていける

そんな街をつくりたい

そのために、この裁判に

負けるわけには

いかないのです

この闘いは

憲法と

民主主義を守る

たたかいたから

この闘いは

人間の尊厳を守る

たたかいたから



【大阪市職員アンケート思想調査裁判の概要】

橋下市長が、2012年2月9日、全職員を対象に実施した「労使関係に関する職員アンケート調査」は、「組合加入の有無」や「組合に誘った人の名前」・「街頭演説への参加」や「投票活動」まで回答させ、他の職員の政治・組合活動の告発まで迫るというものでした。誰もが「憲法違反では・・・」と思いました。

しかし、「正確に答えない場合は処分もあり得る」と市長直筆の署名におびえ、委縮しました。

このアンケートは「思想調査」であり、「憲法違反である」として、原告59人で大阪地裁で闘ってきました。

2015年3月30日、大阪地裁は労働基本権を侵害したと認めました。

住民のための仕事をしたい！
憲法を守り、民主的な
大阪市・職場をつくりたい！

職員は住民全体の奉仕者です！ 市長が職員を攻撃し、 市民と分断するのは異常

憲法が生きる自治体へ — 私たちの願いです

人勸制度があるのに、市職員の給与が 民間の1.4倍などあり得ない！



橋下市長は、先の知事・市長選挙の最中に「大阪市職員の給料は民間の1.3倍、1.4倍ももらっている、その原資はみなさんが払う税金、こんなことが許されますか！」などと街頭で繰り返し大阪市職員を攻撃してきました。そして、聞いていた市民がその時に、とりわけ大きな拍手で応える光景がありました。

しかし、こんなことは人事院勧告体制のもとではありえません。国家公務員も地方公務員も民間の給与を調査して決まるシステムであり、デマで市民を惑わすものです。

現職の市長がウソは言わないだろうという市民の信頼を裏切り、市民と職員を対立させる攻撃を今も繰り返しています。

憲法違反の思想調査をアンケートで実施した橋下市長、市民の生活を守る地方自治体を築くためにも、必ず勝利判決が必要です。

思想調査(アンケート)裁判

2016年

2月26日(金) 高裁判決

■時間：午前 10 時～

■場所：高裁 202 大法廷

住民のための仕事をしたい！
憲法を守り、民主的な
大阪市と職場をつくりたい！

大阪市「思想調査」裁判を支える会 連絡先：〒530-0042 大阪市北区天神橋 1-13-15
大阪グリーン会館4F 大阪自治労連気付
TEL (06)6354-7201 FAX (06) 6354-7206
E-mail mado@osaka-jichiroren.jp

憲法違反が平気で行われる

大阪市の職場はブラック



《厳罰主義でギスギス》

思想調査アンケートは全国からの批判をうけ、廃止に追い込まれました。しかし橋下市長はその後「大阪市服務規律刷新」の名目で、喫煙・入れ墨・マイカー通勤などの調査を次々と行い、厳罰主義を徹底しました。出張からの帰り道での（勤務時間中）一服など煙草一本で停職一か月という厳罰で職員を縛り、職場の人間関係はギスギスです。

《パワハラが横行》

橋下市長が2012年に策定した「職員基本条例」に基づき、人事評価によって、毎年5%の職員を最下位評価になります。2年連続、最下位になると「分限免職」で脅して研修を実施します。研修が原因で精神疾患の病気になったり、退職に追い込まれる職員がたくさんいます。まさに弱い者いじめのパワハラです。

思想調査(アンケート)裁判

2月26日(金)高裁判決

■時間：午前10時～

■場所：202 大法廷

職員の人権・人格を否定し、誇りを奪う自治体は、 市民の生活や人権も守れない！

強化
サービス規律
成績主義



橋下前市長による職員への人権侵害は、住民サービス切り捨ての方針にも粛々と従い、住民イジメの行政を黙って遂行する職員を作ることが狙いです。

裁判へのご支援・ご理解をよろしくお願いいたします。

地裁に提訴してから既に3年半が過ぎようとしています。この間、大阪市では住民投票・大阪市長選と市政のあり方を問う大きな動きがありました。どんな情勢の中でも、人間らしく生きる権利、思想信条の自由、表現の自由など憲法が輝く自治体こそ、住民がくらしやすい自治体の基礎だと思えます。そのためにも裁判勝利まで頑張ります。



大阪市「思想調査」裁判を支える会 連絡先：〒530-0042 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館4F 大阪自治労連気付
TEL (06)6354-7201 FAX (06) 6354-7206
E-mail mado@osaka-jichiroren.jp

大阪市「思想調査(アンケート)」裁判

憲法と民主主義

人間の尊厳をかけた裁判

職員の表現の自由(人権)を
奪う市長言いなりの市役所では、

市民生活は守れない

■職員は市民に顔を向けた 仕事を望んでいます

市民負担の施策を忠実に実施するため、憲法違反の「アンケート調査」が強行されました。その後「職員基本条例」「職員政治活動規制用例」「労使間

に関する条例」が制定されるなど、憲法違反が平然と行われました。市民の暮らしや雇用を守る市政を進めるためには「市民に命令する職員」(橋下市長の新規採用職員の発令式での発言)ではなく「職員が市民の声を聴き市政に反映する」ことが必要です。



判決日が
変更になりました

思想調査(アンケート)裁判
高裁判決

3月25日(金)

■時間：午前10時～
■場所：202 大法廷

《裁判へのご支援・ご理解をよろしく申し上げます》

地裁に提訴してから既に3年半が過ぎようとしています。この間、大阪市では住民投票・大阪市長選と市政のあり方を問う大きな動きがありました。どんな情勢の中でも、人間らしく生きる権利、思想信条の自由、表現の自由など憲法が輝く自治体でこそ、住民がくらしやすい自治体の基礎だと思えます。そのためにも裁判勝利まで頑張りますので、ご支援よろしく申し上げます。



大阪市「思想調査」裁判を支える会

連絡先：〒530-0042

大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館4F 大阪自治労連気付

TEL (06)6354-7201 FAX (06) 6354-7206

E-mail mado@osaka-jichiroren.jp